

都市計画課

図 政令市新潟の都市づくりの方針 都市構造総括図



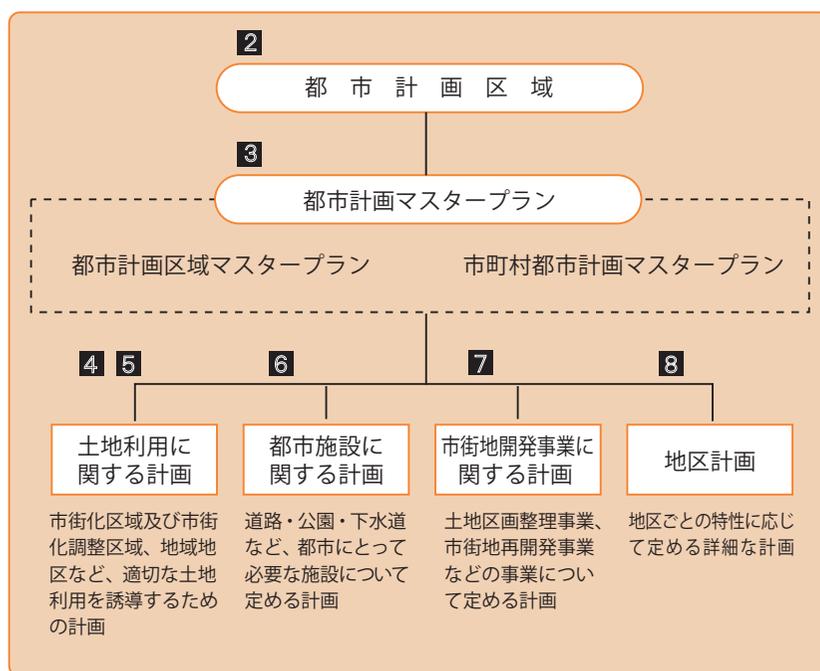
新潟市の都市計画

1 都市計画とは

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを念頭に、一体となった土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

そのために、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画について、その定める内容、決定手続き、決定による制限などが都市計画法に規定されています。

都市計画の体系



2 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定します。

3 都市計画マスタープラン

都市計画では、都市の人口や産業などの動向を踏まえ、将来に向けたマスタープラン（基本方針）を定めます。都市計画マスタープランは、定める主体と対象区域によって2種類あります。

1. 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都道府県が都市計画区域ごとに定めます。

広域的な観点から、都市計画の目標や区域区分（線引き）、主要な都市計画の決定の方針などを定めるもので、都市計画の基本となるものです。

2. 市町村都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

市町村が、行政区域（または行政区域内の都市計画区域）の都市計画について定めます。

市町村の総合計画と都市計画区域マスタープランに即して、都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、個別具体の都市計画の指針となるものです。

4 市街化区域及び市街化調整区域

『新潟都市計画区域』では、都市計画に区域区分（線引き）を定めています。

この区域区分は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分するものです。この区域区分を基礎として、総合的かつ一体的な都市づくりに向けて必要な都市計画が定められます。

1. 市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

この区域では、市街地としての計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の計画的整備などが図られます。

2. 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域では、原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。

5 地域地区

地域地区は、住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められます。本市では、以下の地域地区が定められています。

1.用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的として定められています。用途地域は12種類に区分され、それぞれの地域区分に応じて、建築できる建築物の用途・建ぺい率・容積率及び高さなどの建築制限が定められています。

2.特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

3.高度地区

高度地区は、良好な居住環境やまちなみの維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低の限度を定める地区です。高さの最高限度を定める地区内では、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみの維持もしくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限が定められています。

4.高度利用地区

高度利用地区は、主に市街地中心部の用途地域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などが定められています。

5.防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。これらの地域においては、一定規模の建築物等を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、防火上の構造基準が定められています。

6.風致地区

風致地区は、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残し、都市の風致を維持するために定める地区です。そのため地区内では、建築行為や樹木の伐採などに制約を受けます。

7.駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域などで自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため定める地区です。地区内では、一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合の駐車施設の附置などが定められています。

8.臨港地区

臨港地区は、良好な港湾機能を確保するための地区です。そのため、地区内の建築行為などに制約を受けます。

9.流通業務地区

流通業務地区は、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備する地区です。地区内においては、流通業務施設などに限って建設することができます。

6 都市施設

道路・公園・下水道などの施設は、快適な日常生活や事業活動を行うために必要な施設です。都市計画として必要な施設を都市計画施設として定めています。

1. 道路

道路は、土地利用とともに都市計画の骨格を構成し、広域的な交通体系を形成するとともに、地域から発生する交通を適切に処理するための施設です。

2. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、鉄道の高架化等により、鉄道で分断された地区の一体化を図り、踏切除去による交通混雑の解消や歩行者の安全性を強化するための施設です。

3. 駐車場

駐車場は、都心部における道路交通の円滑化を図り、自動車や自転車の駐車需要に対処し都市機能の維持増進に寄与する施設です。

4. 公園・緑地

公園・緑地は、レクリエーション活動や自然環境の保全など市民生活に潤いと安らぎを与え、また、防災上の空間としての機能を備えています。

5. 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって生じる汚水の衛生的処理や、市街地の雨水を排除するための施設です。公衆衛生の向上や河川等の水質保全に寄与します。

6. 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道で処理されていない汲み取りし尿及び合併処理・単独処理し尿の浄化槽汚泥を処理する施設です。

7. ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却場及びごみ処理場は、日常生活や事業活動から排出されるごみを適切に処理し、清潔で快適な生活環境を形成するための施設です。また、近年ではごみの減量化、再資源化などの視点から施設の整備が進められています。

8. 市場・と畜場

市場は、生鮮食料品等の生産と消費を結び、流通機構の効率化と円滑化を図る施設です。

と畜場は、食肉の衛生検査など家畜の処理の適正化を図る施設です。

9. 火葬場

火葬場は、地域社会に必要な不可欠な施設で、周辺の市街化の状況や環境との調和などを考慮し設置される施設です。

10. 流通業務団地

流通業務団地は、流通業務地区内において市街地内の流通業務施設を集約し、各流通業務施設が適正に配置され、道路など必要な公共施設を備えた中核的な施設です。

7 市街地開発事業

計画的な新しい市街地の整備や既成市街地の再開発により、快適で住みよい街や魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

本市では、以下の事業が都市計画として定められ、行われています。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路・公園などの都市基盤が未整備な地区において、土地の区画や形状を整えながら道路・公園などを一体的に整備し、整然とした市街地づくりを行う事業です。

2. 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業です。

8 地区計画

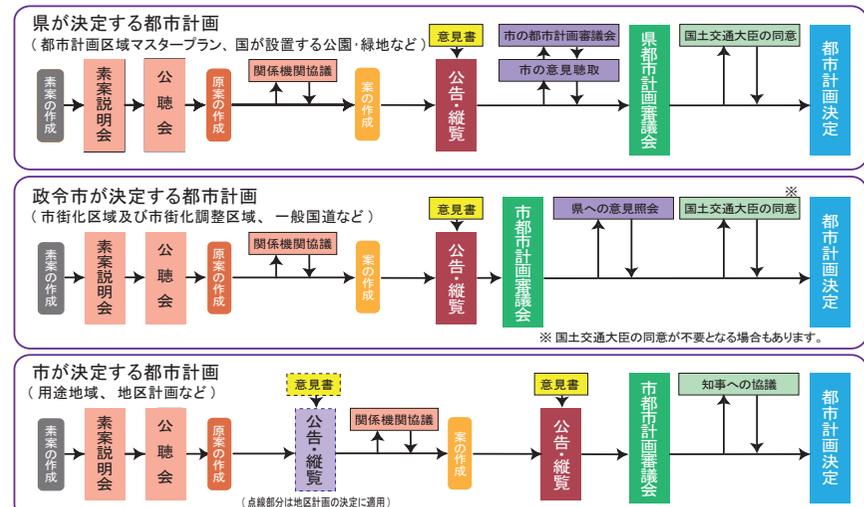
地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路や公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項についてきめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

9 都市計画の決定手続き

都市計画は、広く住民のみなさんの意見を聴いて定められます。

都市計画案の作成にあたっては、説明会や公聴会などを開催するとともに、案の縦覧、市及び県の都市計画審議会の審議などを経て決定されます。

また、住民に身近な地区計画の都市計画案の作成に際しては、利害関係者の意見が反映されるように、条例でその手続きが定められています。



新潟市都市計画主要データ

本市は、田園型政令指定都市として、大切な財産である田園や自然を守り、活用していくとともに、各地域のまちなかを充実し、次の世代に残せる魅力あるまちづくりを進めていくことを目標としています。

そのような中、これからのまちづくりを進めていくうえで必要となる「都市計画」の見直しを進めてきましたが、平成23年3月18日に全市を一つの都市計画区域とする「都市計画区域の見直し」と、「市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直し」などを都市計画決定しました。

1) 都市計画区域と区域区分（線引き）

平成24年3月末現在

新潟都市計画区域 新潟市、新発田市、聖籠町 =行政区域の全域が都市計画区域	都市計画区域	市街化区域	15,446ha	
	87,078ha	市街化調整区域	71,632ha	
	新潟市	都市計画区域	市街化区域	12,896ha
		72,610ha	市街化調整区域	59,714ha

2) 地域地区

平成24年3月末現在

用途地域	第一種低層住居専用地域 (50%-100%)	約 1,343ha ^{※1}	特別用途地区	大規模集客施設制限地区	約 1,444ha
	第二種低層住居専用地域 (50%-100%)	約 94ha ^{※1}	高度地区	西大畑周辺地区	約 16.0ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%-150%)	約 263ha	高度利用地区	弁天町地区	約 0.5ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%-200%)	約 1,830ha		新潟駅南口地区	約 4.8ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%-150%)	約 17ha		花園1丁目地区	約 0.3ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%-200%)	約 701ha	防火・準防火地域	防火地域	約 6.4ha
	第一種住居地域 (60%-200%)	約 3,898ha		準防火地域	約 1,832ha
	第二種住居地域 (60%-200%)	約 484ha	風致地区	白山風致地区	約 25.4ha
	準住居地域 (60%-200%)	約 206ha		新潟海浜風致地区	約 172.5ha
	近隣商業地域 (60%-200%)	約 12ha		第一秋葉風致地区	約 70.6ha
	近隣商業地域 (80%-200%)	約 395ha		第二秋葉風致地区	約 1.9ha
	近隣商業地域 (80%-300%)	約 267ha	駐車場整備地区	新潟駐車場整備地区	約 202.7ha
	商業地域 (80%-200%)	約 18ha	臨港地区	新潟港西港区臨港地区	約 110.8ha
	商業地域 (80%-400%)	約 285ha		新潟港東港区臨港地区	約 195.2ha ^{※2}
	商業地域 (80%-600%)	約 108ha	流通業務地区	新潟流通業務地区	約 61.0ha
	準工業地域 (60%-200%)	約 1,613ha	注1) 用途地域欄の()内は、建ぺい率及び容積率を示しています。		
	工業地域 (60%-200%)	約 651ha	注2) 端数処理のため、各用途地域の合計と合計欄の数値はあいません		
	工業専用地域 (60%-200%)	約 727ha	※1: 一部外壁後退(1.0m)の制限あり		
	合計	約 12,909ha	※2: 新潟市域分の数値を記載しています		

3) 都市施設

平成24年3月末現在

道路	計	194路線	約 533.65km	下水道	特定環境保全公共下水道	排水区域(汚水)	約 56ha	
	自動車専用道路	4路線	約 35.49km			排水区域(雨水)	約 15ha	
	幹線街路	174路線	約 493.93km		都市下水路	排水区域	約 394ha	
	区画街路	8路線	約 3.27km			下水管渠	約 11,889m	
	特殊街路	8路線	約 0.97km		流域下水道	排水区域	約 ー ha	
都 市 高 速 鉄 道	JR信越線・白新線	約 1,840km	下水管渠	約 101,217m				
	JR越後線	約 2,730km	駐車場	西堀地下駐車場	約 8,900㎡	汚物処理場	白根し尿処理場	約 10,000㎡
				石宮公園地下自転車駐車場	約 940㎡		巻し尿処理場	約 12,000㎡
その他の交通施設	通 路	3路線		約 520㎡	ごみ焼却場	白根グリーンタワー	約 14,000㎡	
	交通広場	1箇所	約 4,000㎡	新潟市新田清掃センター		約 5.00ha		
公 園	計	219箇所	約 702.29ha	ごみ処理場	新潟市資源リサイクルプラザ	約 0.65ha		
	街区公園	186箇所	約 44.28ha		新潟市クリーンセンター	約 1.30ha		
	近隣公園	14箇所	約 23.10ha		亀田町廃棄物処理場	約 0.30ha		
	地区公園	9箇所	約 42.70ha		新潟地区広域清掃事務組合 亀田焼却場	約 5.80ha		
	総合公園	6箇所	約 272.60ha	卸売市場	新潟市中央卸売市場	約 267,600㎡		
	運動公園	3箇所	約 32.20ha		新潟球根園芸地方卸売市場	約 0.72ha		
	広域公園	1箇所	約 287.40ha	と 畜 場	新潟市食肉センター	約 43,300㎡		
	緑 地	計	10箇所	約 57.03ha	火 葬 場	青山斎場	約 42,400㎡	
下 水 道	公共下水道 (単独・流域関連)	排水区域 (合流及び汚水)	約 14,427ha	亀田町火葬場		約 10,000㎡		
		排水区域 (雨水)	約 8,669ha	白根斎場		約 12,400㎡		
		下水管渠	約 40,040m	流通業務団地	新潟流通業務団地	約 47.60ha		

4) 地区計画

平成 24 年 3 月末現在

地区計画名	面積	地区計画名	面積	地区計画名	面積	地区計画名	面積
1 新光町地区	約 21.1 ha	18 河渡地区	約 12.5 ha	35 古津地区	約 2.0 ha	52 東青山1丁目地区	約 9.0 ha
2 もえぎ野地区	約 16.3 ha	19 海老ヶ瀬地区	約 3.7 ha	36 程島南地区	約 9.8 ha	53 太田地区	約 9.6 ha
3 的場地区	約 15.2 ha	20 新通輪ノ内地区	約 7.8 ha	37 北潟地区	約 0.9 ha	54 島見町地区	約 51.4 ha
4 小新西3丁目地区	約 7.8 ha	21 新通地区	約 28.5 ha	38 豊栄駅北地区	約 22.0 ha	55 西名目所地区	約 17.7 ha
5 小新流通センター東地区	約 9.2 ha	22 小新白鳥地区	約 5.0 ha	39 笹山地区	約 21.7 ha	56 西野中野山地区	約 19.2 ha
6 上木戸地区	約 21.5 ha	23 小新地区	約 7.2 ha	40 豊栄インター南地区	約 17.2 ha	57 海老ヶ瀬北地区	約 4.5 ha
7 空港西1・2丁目地区	約 28.3 ha	24 松崎地区	約 27.2 ha	41 舟戸地区	約 15.9 ha	58 女池上山地区	約 20.0 ha
8 赤塚駅前地区	約 61.0 ha	25 美咲町地区	約 25.4 ha	42 横越東地区	約 9.0 ha	59 長潟南地区	約 6.4 ha
9 すみれ野地区	約 19.0 ha	26 荻川駅南地区	約 10.5 ha	43 横越南地区	約 11.8 ha	60 鳥屋野大島地区	約 31.3 ha
10 小新梅田地区	約 30.4 ha	27 さつき野駅西地区	約 7.0 ha	44 横越インター北地区	約 2.6 ha	61 湖南地区	約 14.3 ha
11 窪田町地区	約 1.0 ha	28 荻川地区	約 16.9 ha	45 横越インター東地区	約 8.2 ha	62 市場周辺地区	約 18.9 ha
12 緒立地区	約 8.2 ha	29 結地区	約 20.1 ha	46 姥ヶ山東地区	約 1.6 ha	63 新津インター西地区	約 9.1 ha
13 寺地西地区	約 3.7 ha	30 川口地区	約 7.1 ha	47 早通かきの木通り地区	約 0.8 ha	64 北上南地区	約 9.7 ha
14 北場地区	約 9.9 ha	31 北上地区	約 11.3 ha	48 亀田駅東地区	約 20.1 ha	65 上下諏訪木地区	約 4.2 ha
15 内野西地区	約 30.8 ha	32 山谷北・善道地区	約 14.8 ha	49 三條岡地区	約 8.5 ha	66 小新白鳥東地区	約 11.8 ha
16 内野戸中才地区	約 5.7 ha	33 埋堀地区	約 12.1 ha	50 鍋田地区	約 9.3 ha	67 亀貝地区	約 30.7 ha
17 姥ヶ山西地区	約 12.1 ha	34 程島地区	約 6.6 ha	51 早通柳田地区	約 6.4 ha		
計			67 地区			約 960.5 ha	

【新潟都市計画区域】

線引き都市計画区域であり、新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部の3つの市と町で構成されています。

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和45. 2. 7	58,259	新潟市、豊栄市、亀田町、黒埼町、豊浦町 及び 聖籠町の全域、並びに 新発田市、新津市、小須戸町、紫雲寺町 及び 横越村の一部
53. 4. 21	58,358	紫雲寺町の地先公有水面
58. 3. 11	58,340	新潟市の一部を白根市に編入
61. 3. 25	(58,347)	(線引き見直しにより面積の修正)
平成 3. 4. 1	(58,250)	(公称面積により修正)
12. 2. 29	(57,873)	(線引き見直しにより面積の修正)
14.10. 1	(57,876)	(入船地区埋立て整備事業に伴う面積の増大)
23. 3. 18	87,078	新潟、白根、西川、巻、岩室の各都市計画区域を統合し、 新潟市の一部を拡大指定 新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部に再編

() : 都市計画決定・変更を伴わない面積の変更

(新潟市域分)

年月日	区分	面積 (ha)	備考	年月日	区分	面積 (ha)	備考
昭和 45.11.16	市街化区域	9,821		3.12.19	市街化区域	10,707	第3回全体 見直し
	市街化調整区域	33,870			市街化調整区域	33,076	
53. 6. 6	市街化区域	10,153	第1回全体 見直し	5.10.29	市街化区域	10,776	随時変更 (小野、河原、 上木戸関連)
	市街化調整区域	33,590			市街化調整区域	33,007	
58. 3. 11	市街化区域	10,137	随時変更	9. 3. 18	市街化区域	10,810	随時変更 (小新梅田関連)
	市街化調整区域	33,588			市街化調整区域	32,973	
61. 3. 25	市街化区域	10,307	第2回全体 見直し	12. 2. 29	市街化区域	11,423	第4回全体 見直し
	市街化調整区域	33,493			市街化調整区域	31,982	
62. 8. 14	市街化区域	10,243	随時変更 (東港関連)	23. 3. 18	市街化区域	12,896	第5回全体 見直し
	市街化調整区域	33,557			市街化調整区域	59,714	
平成 元. 3. 31	市街化区域	10,296	随時変更 (鋪立、釣場 関連)				
	市街化調整区域	33,504					

(参考)

【旧白根都市計画区域】

非線引き都市計画区域であり、旧白根市全域を範囲としていました。

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和35. 7. 28	7,906	白根都市計画区域指定(白根市の全域)
58. 3. 11	7,925	新潟市の一部を編入
平成元.11.10	7,705	公称面積により修正
3. 9. 1	7,711	公称面積により修正
5. 9. 30	7,708	加茂市との境界変更による面積の変更
8.10. 1	7,706	公称面積により修正

【旧西川都市計画区域】

非線引き都市計画区域であり、旧西川町の一部を範囲としていました。

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
平成 2. 4. 2	2,473	西川都市計画区域指定(西川町の一部)

【旧巻都市計画区域】

非線引き都市計画区域であり、旧巻町の一部を範囲としていました。

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和28. 9. 8	1,233	巻都市計画区域指定(巻町の一部)
54.12.28	4,980	都市計画区域の拡大(漆山・竹野町等)

【旧岩室都市計画区域】

非線引き都市計画区域であり、旧岩室村の一部を範囲としていました。

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
平成 2. 4. 2	2,202	岩室都市計画区域指定(岩室村の一部)

【新潟市の駐車場】

都市計画法、駐車場法、道路交通法及び新潟市駐車場条例に基づき設置、届出が行われた駐車場

駐 車 場 設 置 状 況

(平24.3末現在)

種別	箇所数	台数	(届出駐車場の内数)	
			箇所数	台数
① 都市計画駐車場	1	288	(1	288)
② 都市計画駐車場等を除く 届出駐車場	50	10,735	(50	10,735)
③ 附置義務駐車場施設	250	13,803	(15	4,638)
計	301	24,953	(66	15,661)
④ パーキングメータ	—	164		

- ① 都市計画駐車場：都市計画に定められた駐車場
- ② 都市計画駐車場等を除く届出駐車場：届出駐車場のうち、都市計画駐車場又は附置義務駐車施設に該当するものを除いた駐車場
届出駐車場：駐車場法に基づき、その設置にあたり届出がされている駐車場
- ③ 附置義務駐車施設：駐車場法に基づき、条例により大規模建築物に附置することが義務付けられた駐車施設
- ④ パーキングメータ：道路交通法に規定するもの

【調査事業等】

平成 24 年度主要調査事業等一覧表（当初予算）

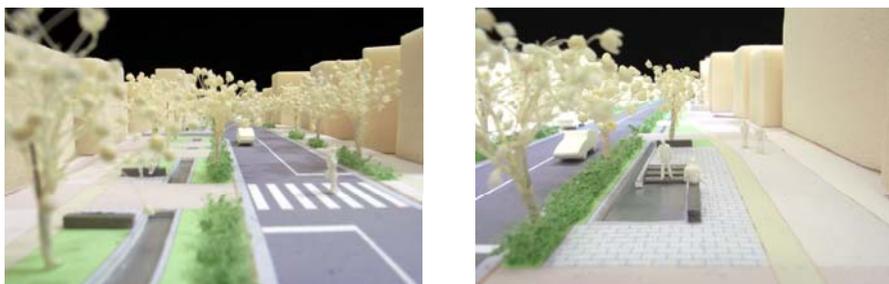
名 称	概 要
政令市都市計画推進事業費	<p>新潟市都市計画基本方針に掲げる「田園に包まれた多核連携型都市」の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地区環境保全・再生まちづくり制度」や「田園集落づくり制度」などの考え方にに基づき、身近な暮らしの環境の改善や保全など、暮らしやすく魅力ある都市づくりの実践に取り組みます。 ・ 都市の現状と動向を把握する都市計画基礎調査を実施します。また、都市計画基本方針に掲げたまちづくりの評価手法の検討を進めます。
国土基本図更新事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種計画等の検討するための基本的な図面として整備した 1/2,500 地形図を更新するもので、今年度は中央区の地形図を更新します。
都市計画道路網再編検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期未着手都市計画道路について、「新潟市都市計画道路の見直し基本方針」に基づく必要性の検証を行い、その結果、「廃止候補路線」となった 7 路線のうち、3 路線（一番堀通入船線、豊栄停車場線のそれぞれ一部区間、及び東口線の全線）を廃止しました。（平成24年 2 月14日告示） ・ 残りの 4 路線（小張木関屋線、平島線、山の下河渡線のそれぞれ一部区間及び、五十嵐一の町線の全線）の廃止に向けた都市計画の手続きを進めます。 <p>「更なる検討を行う路線」については、詳細を検討します。</p>

【早川堀通り水と緑のみちづくり推進事業】

かつてみなとまちとして開かれた地区の中心である「早川堀通り」において、みなとまち新潟と呼ぶにふさわしい、潤いを与える水と緑を活かした魅力あるまちなかを実現するため、明治開港の歴史や下町情緒を醸し出す、水と緑のみちづくりを推進します。

平成22年度から工事に着手し、平成24年度は電線類地中化工事と道路改良工事を行う予定です。

早川堀通り整備案の模型



【市民と考えるまちづくり推進事業】

(1) まちづくり講座の開催

まちづくりは人づくりと言われ、住民参加型・住民主体型まちづくりの推進にあたっては、その担い手となる人材の育成が重要です。そこで、まちづくりの考え方やワークショップ手法などの技術の習得、まちづくりへの切っ掛けづくりなどを目的に、平成7年度から「まちづくり講座」を開催しています。

平成23年度は「地域の魅力」「防災」「食」をテーマに、まちづくりへの参加の切っ掛けづくりとして、3回の講座を開催しました。

平成24年度も、多くの方から参加いただき、まちづくりへの参加の切っ掛けづくりに繋がる講座を開催する予定です。

(2) 協働による「みなとまち新潟」誇れるまちなみ創造事業

戦前までに建てられた建築物は、歴史を感じさせてくれるとともに、新潟らしい魅力を醸し出す大切な景観要素となっています。そのような歴史的建造物が残っている地域において、沿道関係者(地権者)の方々との合意のもとに作成したまちづくり計画に基づき、道路舗装の美装化や沿道の建物などの修景によるまちなみの修景に努めるとともに、歴史的建造物については保存に努めるほか、文化・歴史が見学できるような活用を促進し、観光ルート化を図っていきます。

平成24年度は、西大畑周辺地区の白壁通りや古町通8・9番町周辺地区(花街)を整備候補箇所として検討を進めていきます。

【お宝解説板等整備事業】

みなとまち新潟の歴史や文化を活かし、歩いて楽しいまちづくりを推進するため、古町地区等に、その由来などを紹介する「まちなかお宝解説板」や「小路解説板」を設置しています。

これと併せ、「新潟の町小路めぐり」などのマップを作成し、市民や来街者に、みなとまち新潟の魅力をさらに感じてもらいながら、まちあるきを楽しんでもらっています。

この取組みは市民団体と共に進めており、まちなかのお宝の抽出、解説板の内容、マップの企画制作において協働しています。

平成24年度は、沼垂地区の「小路解説板」の設置とまち歩きマップの作成を行う予定です。

まちなかお宝解説板



願隨寺

新潟における対外交渉の最初の玄関口

小路解説板



桜谷小路

新潟の町小路めぐりマップ



【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、2地区を設定しています。

- (1) 二葉町1丁目1区地区
日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）
- (2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区
本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）

3 景観アドバイザー会議

建築物や工作物、広告物等の意匠、色彩計画、緑地計画等について、

良好な景観の形成や周辺環境に調和させるために配慮すべき視点から、専門家がアドバイスをを行います。

平成24年度景観アドバイザー

専門分野等	氏名
アドバイザー会議 座長	新潟市景観審議会会長職務代行 新潟大学工学部教授 西村 伸也
建築物の意匠など	一級建築士・有限会社 橋本建築設計室 代表取締役 橋本 浩一
建築物の色彩など	新潟大学教育学部准教授 橋本 学
緑地計画など	牛歩園緑化株式会社代表取締役社長 野俣 剛直
広告物など	元新潟県広告美術業協同組合理事 畠中 英勇

4 景観形成推進組織

新潟市景観条例第24条の規定に基づき、一定の地区における景観の形成を目的とした組織で、所定の要件を満たすものを景観推進組織として認定します。現在、次の5団体が認定されています。

- (1) 二葉町1丁目1区景観形成推進会
- (2) 二葉町1丁目2区景観形成推進会
- (3) ウェルカム下町推進委員会
- (4) 小須戸本町通り街並みを考える会
- (5) 本町再生プロジェクト

5 助 成

認定された景観形成推進組織に対して、年20万円を上限に通算5年度を限度として、次に該当する活動に要する経費の一部を助成します。

- (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

【屋外広告物】

新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的に、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 許可地域・規格基準の設定
- (2) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (3) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）
 - ・許可件数（平成23年度） 1,435件
 - （区役所で許可し、都市計画課で集計）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1ヵ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

3 屋外広告物の登録数（平成23年度末までの登録総数） 405件

新潟市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負う営業をする場合には、その氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて、市長の登録を受けなければなりません。

【風致地区】

都市計画法の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めた「新潟市風致地区条例」の規定により風致地区内における行為の規制等を行います。次の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

- (1) 建築物、工作物の新築、改築、増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立・干拓
- (6) 建築物、工作物の色彩の変更
- (7) 土石、廃棄物、再生資源の堆積

【まちなみ整備なじらね協定促進事業】

魅力的な景観形成と地域コミュニティの保全・育成のため、新潟の魅力の向上や交流人口の拡大につながる地域において、住宅等の所有者などが、相互に協定（なじらね協定）を締結し、魅力ある街なみづくりにつながる住宅の改修等を行う場合に、基本計画図の作成や改修等に係る費用の一部を助成します。

1 助成対象費用・助成対象者

- (1)基本計画作成費：なじらね協定の締結に向け、基本計画を作成しようとする3軒以上の住宅等の所有者などで構成される団体
- (2)建築物等整備費：なじらね協定を締結している住宅等の所有者または使用者

2 助成率・助成限度額

- (1)基本計画作成費：1/2 かつ 15万円以内（1地区あたり）
- (2)建築物工事費：1/2 かつ 50万円以内（1軒あたり）
- (3)工作物工事費：1/2 かつ 25万円以内（1軒あたり）

市街地整備課



既成中心市街地である古町周辺地区に建築された築40年余りを経過した老朽マンションを建替え、優良住宅による都心居住の促進と公開空地による周辺環境の改善を図りました。

公園と一体的な
広場・緑地等の整備



寄居町地区まちなか再生建築物等整備事業

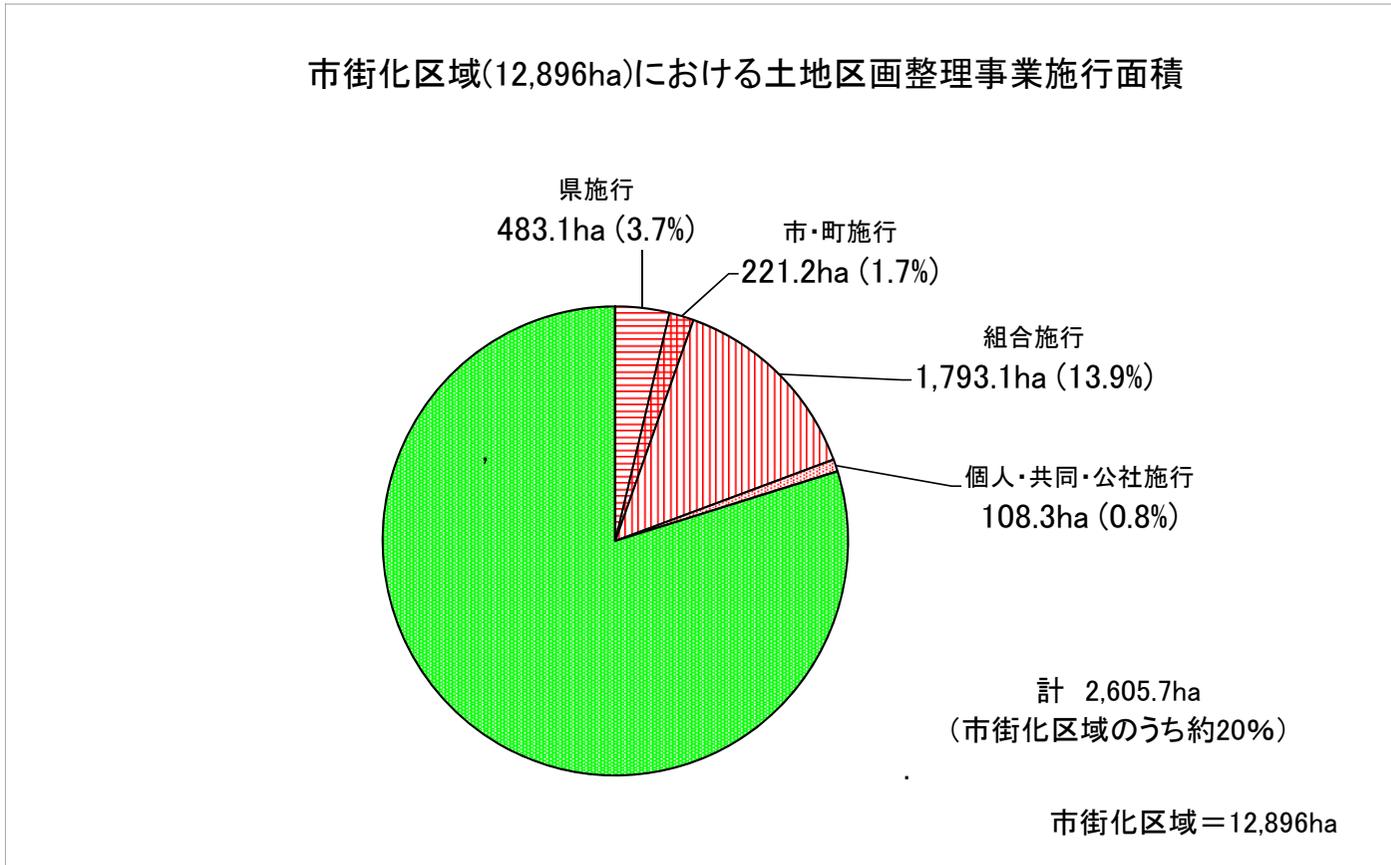


鳥屋野湯南西部土地区画整理事業

市街地整備課

◇土地区画整理事業の実績

平成24年4月現在



1 土地区画整理事業施行実績[完了地域]

(1) 北区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
豊栄	市	昭和29~昭和33	昭和30. 3. 23	20. 8	8, 280	398	18. 64		18. 64	24. 54	昭和33. 12. 11
松浜	市	昭和31~昭和47	昭和32. 2. 8	58. 0	268, 211	4, 624	16. 37	17. 46	33. 83	23. 63	昭和47. 8. 18
中ノ曾根	市	昭和40~昭和46	昭和40. 6. 25	13. 9	55, 063	3, 961	13. 22	7. 46	20. 68	27. 38	昭和46. 10. 15
川岸	市	昭和40~昭和57	昭和41. 3. 31	9. 6	156, 516	16, 304	21. 48	11. 74	33. 22	32. 38	昭和56. 12. 25
小計	4地区			102. 3							
早通	組合	昭和38~昭和39	昭和38. 12. 27	3. 8	21, 324	5, 612	17. 74	25. 15	42. 89	26. 71	昭和39. 7. 6
学校前	組合	昭和42~昭和45	昭和42. 6. 23	5. 7	42, 853	7, 518	10. 46	17. 61	28. 07	25. 14	昭和46. 2. 22
東葛塚	組合	昭和42~昭和45	昭和42. 6. 23	7. 8	27, 208	3, 488	21. 60	10. 21	31. 81	23. 97	昭和45. 12. 25
住良	組合	昭和46~昭和53	昭和47. 2. 4	14. 3	256, 178	17, 915	15. 25	13. 53	28. 78	24. 46	昭和52. 9. 20
中嘉山	組合	昭和46~昭和54	昭和47. 2. 4	21. 1	375, 503	17, 796	16. 85	12. 39	29. 24	27. 12	昭和53. 2. 10
前新田	組合	昭和46~昭和53	昭和47. 2. 4	15. 4	252, 287	16, 382	13. 51	15. 43	28. 94	25. 21	昭和52. 11. 1
東豊栄第1	組合	昭和48~昭和53	昭和48. 10. 30	23. 1	1, 928, 247	83, 474	23. 78	34. 73	58. 51	32. 73	昭和53. 11. 28
葛塚駅裏	組合	昭和48~昭和55	昭和48. 12. 4	27. 1	772, 759	28, 515	10. 90	18. 62	29. 52	25. 34	昭和55. 9. 19
新崎	組合	昭和53~昭和57	昭和53. 9. 29	20. 8	1, 410, 563	67, 816	17. 34	26. 17	43. 51	25. 28	昭和56. 11. 14
川前	組合	昭和59~平成元	昭和59. 12. 28	6. 7	386, 637	57, 707	17. 79	19. 02	36. 81	26. 52	平成元. 8. 11
太夫浜	組合	昭和59~昭和63	昭和60. 3. 5	35. 4	3, 805, 762	107, 507	18. 10	31. 60	49. 70	24. 86	昭和63. 11. 8
新崎駅南	組合	平成 2~平成 7	平成 2. 12. 25	22. 3	4, 172, 404	187, 103	27. 70	20. 70	48. 40	34. 21	平成 7. 11. 17
豊栄駅北部	組合	平成 4~平成 8	平成 5. 1. 22	22. 0	4, 000, 984	181, 863	17. 41	24. 45	41. 86	30. 91	平成 8. 11. 22
長歩	組合	平成 4~平成 7	平成 5. 1. 26	11. 8	1, 654, 285	140, 194	23. 68	25. 29	48. 97	30. 91	平成 7. 10. 24
新崎本割	組合	平成 5~平成 7	平成 5. 4. 23	5. 1	499, 450	97, 931	12. 68	23. 82	36. 50	24. 53	平成 7. 10. 31
笹山	組合	平成12~平成16	平成12. 11. 17	20. 8	1, 874, 734	90, 131	7. 75	30. 80	38. 55	17. 86	平成16. 2. 6
豊栄インター南	組合	平成12~平成18	平成13. 2. 13	22. 9	3, 537, 364	154, 470	14. 55	27. 83	42. 38	38. 15	平成18. 10. 15
小計	17地区			286. 1							
早通団地第1	公社	昭和44~昭和45	昭和44. 12. 26	2. 7	133, 500	49, 444	14. 17	-	14. 17	24. 96	昭和45. 2. 24
早通団地第2	公社	昭和45~昭和46	昭和45. 7. 31	5. 6	53, 705	9, 590	28. 19	-	28. 19	34. 97	昭和46. 3. 2
早通団地第3	公社	昭和46~昭和47	昭和46. 4. 23	4. 5	58, 269	12, 949	18. 54	-	18. 54	27. 49	昭和46. 11. 16
早通団地第4	公社	昭和46~昭和47	昭和47. 2. 25	4. 7	54, 679	11, 634	22. 08	-	22. 08	29. 76	昭和47. 7. 21
早通団地第5	公社	昭和47~昭和48	昭和47. 12. 19	2. 9	16, 600	5, 724	14. 60	-	14. 60	27. 92	昭和49. 1. 25
早通第二団地	公社	昭和49~昭和50	昭和50. 1. 14	6. 6	341, 250	51, 705	19. 36	-	19. 36	28. 09	昭和50. 3. 25
早通第三団地	公社	昭和49~昭和50	昭和50. 1. 21	7. 3	364, 000	49, 863	18. 86	-	18. 86	27. 24	昭和50. 9. 2
豊栄団地	個人	昭和54~昭和57	昭和54. 4. 13	24. 4	2, 160, 000	88, 525	16. 48	-	16. 48	27. 09	昭和57. 4. 9
小計	8地区			58. 7							
合計	29地区			447. 1							

(2) 東区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
工業地帯造成	県	昭和16～昭和27	昭和16. 8. 11	155. 5	4, 055	26	7. 67	-	7. 67	11. 67	昭和27. 7. 23
焼島潟	県	昭和18～昭和26	昭和18. 4. 9	58. 6	129, 053	2, 202	6. 61	1. 83	8. 44	7. 96	昭和26. 7. 10
北部工業地帯建設	県	昭和18～昭和27	昭和18. 4. 13	194. 8	14, 107	72	8. 56	11. 96	20. 52	9. 23	昭和28. 2. 24
小計	3地区			408. 9							
物見山	市	昭和48～昭和55	昭和48. 7. 23	47. 2	1, 689, 515	35, 795	20. 61	5. 59	26. 20	25. 30	昭和55. 6. 21
小計	1地区			47. 2							
山の下西部	組合	昭和4～昭和15	昭和4. 9. 28	125. 9	365	3	16. 00	-	16. 00	21. 77	昭和15. 12. 13
山の下東部	組合	昭和10～昭和18	昭和10. 5. 14	76. 2	50	1	26. 10	-	26. 10		昭和18. 10. 28
東新潟	組合	昭和38～昭和43	昭和39. 1. 10	44. 0	152, 368	3, 463	17. 46	11. 40	28. 86	23. 01	昭和43. 7. 2
河渡松崎	組合	昭和42～昭和48	昭和42. 12. 7	74. 7	638, 331	8, 545	18. 22	11. 32	29. 54	23. 82	昭和48. 4. 24
紫竹石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 10. 6	67. 9	2, 555, 473	37, 636	19. 01	15. 60	34. 61	25. 49	昭和51. 3. 5
石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 12. 5	35. 7	1, 150, 688	32, 232	23. 80	11. 68	35. 48	27. 71	昭和51. 11. 12
西物見山	組合	昭和52～昭和53	昭和52. 11. 11	1. 2	60, 759	50, 633	20. 53	1. 37	21. 90	22. 84	昭和54. 2. 23
粟山石山	組合	昭和61～平成元	昭和61. 4. 4	16. 3	1, 890, 873	116, 004	23. 90	16. 10	40. 00	29. 20	平成元. 11. 4
竹尾インター東	組合	平成5～平成10	平成6. 3. 22	16. 7	3, 712, 589	222, 311	27. 65	17. 36	45. 01	34. 98	平成10. 7. 17
松崎	組合	平成12～平成17	平成12. 8. 4	27. 6	5, 327, 740	193, 034	25. 52	24. 38	49. 90	29. 89	平成17. 2. 4
牛海道	組合	平成5～平成22	平成6. 3. 18	28. 5	6, 005, 773	210, 729	28. 93	15. 65	44. 58	34. 67	平成11. 11. 26
小計	11地区			514. 7							
下山	個人	昭和40～昭和42	昭和41. 3. 22	3. 8	4, 500	1, 184	25. 33	-	25. 33	25. 34	昭和43. 1. 12
河渡新町	個人	平成19～平成20	平成19. 5. 17	1. 4	217, 839	155, 599	33. 32	20. 03	53. 35	33. 97	平成20. 6. 22
小計	2地区			5. 2							
合計	17地区			976. 0							

(3) 中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
新潟駅前	県	昭和16～昭和27	昭和29. 5. 28	42. 4	514, 112	12, 125	28. 80	22. 00	50. 80	33. 23	昭和35. 2. 9
新潟火災復興	県	昭和30～昭和40	昭和30. 11. 21	31. 8	98, 641	3, 102	9. 45	-	9. 45	32. 73	昭和41. 3. 16
小計	2地区			74. 2							
関屋第一	市	昭和31～昭和41	昭和31. 10. 3	5. 4	14, 130	2, 617	25. 46	4. 10	29. 56	27. 15	昭和41. 4. 12
駅裏	市	昭和34～昭和45	昭和34. 4. 28	32. 8	288, 613	8, 799	17. 04	8. 41	25. 45	32. 76	昭和45. 5. 12
小計	2地区			38. 2							
関屋	組合	昭和4～昭和22	昭和5. 1. 14	76. 8	303	4	25. 41	-	25. 41	28. 17	昭和22. 12. 10
新潟北部	組合	昭和6～昭和17	昭和6. 12. 4	25. 2	56	2	23. 70	-	23. 70	9. 36	昭和17. 6. 27
鴉又	組合	昭和7～	昭和7. 10. 21	21. 1							
沼垂	組合	昭和9～昭和17	昭和9. 12. 11	58. 6	71	1	18. 90	-	18. 90		昭和17. 11. 13
北沢	組合	昭和6～昭和16	昭和7. 1. 19	9. 3	15	2	19. 16	-	19. 16	14. 88	昭和10. 9. 23
有明台	組合	昭和35～昭和38	昭和35. 5. 17	2. 5	4, 618	1, 847	17. 69	-	17. 69	23. 89	昭和36. 8. 8
女池	組合	昭和47～昭和52	昭和47. 10. 16	31. 3	1, 547, 374	49, 437	21. 13	12. 94	34. 07	28. 77	昭和52. 5. 27
鳥屋野潟南西部	組合	平成18～平成21	平成18. 11. 10	10. 8	2, 331, 909	215, 918	13. 36	28. 27	41. 63	23. 14	平成21. 5. 10
小計	8地区			235. 6							
新潟庁南	共同	昭和58～昭和60	昭和58. 9. 6	21. 1	3, 242, 000	153, 649	25. 71	-	25. 71	25. 75	昭和60. 7. 16
新潟駅南口広場周辺	個人	平成18～平成19	平成19. 2. 8	4. 1	-	-	1. 11	0. 00	1. 11	25. 99	平成19. 7. 1
小計	2地区			25. 2							
合計	14地区			373. 2							

(4) 江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
亀田駅西	市	平成14～平成22	平成14.12.5	2.6	2,639,777	1,015,299	11.50	-	11.50	38.88	平成23.3.8
小計	1地区			2.6							
亀田	組合	昭和9～昭和15	昭和9.6.8	5.6	25,000	4,464			7.50		昭和16.3.28
横越中央	組合	昭和61～平成元	昭和61.10.7	11.1	632,923	57,020	15.27	19.28	34.55	26.77	平成元.4.18
横越西	組合	平成3～平成7	平成4.3.10	8.7	909,582	104,550	17.95	15.34	33.29	25.77	平成6.9.20
横越東	組合	平成12～平成15	平成12.8.4	8.9	864,495	97,134	22.35	16.77	39.12	25.70	平成14.10.25
横越インター東	組合	平成12～平成16	平成12.8.22	7.6	891,878	117,352	21.76	40.95	62.71	25.67	平成16.12.21
三條岡	組合	平成16～平成18	平成16.7.9	8.5	1,387,397	163,223	24.54	33.40	57.94	27.75	平成18.7.28
亀田駅東	組合	平成14～平成19	平成15.1.24	20.2	3,201,001	158,465	25.85	18.43	44.28	29.70	平成19.5.13
鍋田	組合	平成16～平成19	平成17.3.18	9.8	1,321,000	134,796	28.30	33.52	61.82	34.82	平成19.7.29
亀田流通	組合	平成16～平成19	平成17.3.8	6.4	1,029,000	160,781	15.09	26.32	41.41	21.16	平成19.9.30
小計	9地区			86.8							
合計	10地区			89.4							

(5) 秋葉区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
秋葉山	組合	昭和24～昭和32	昭和25.3.18	54.8	23,676	432	14.04	8.01	22.05	13.85	昭和32.4.20
中島団地	組合	昭和49～昭和52	昭和49.7.2	5.7	107,088	18,787	16.20	12.40	28.60	21.37	昭和52.6.24
荻川駅西	組合	平成元～平成4	平成元.10.13	6.8	549,049	80,743	19.70	14.27	33.97	29.72	平成4.2.18
結田島	組合	平成元～平成4	平成元.11.21	6.2	504,674	81,399	17.15	13.61	30.76	25.48	平成4.2.15
荻川駅南	組合	平成4～平成7	平成4.6.26	10.4	1,268,935	122,013	23.08	15.33	38.41	30.24	平成6.11.11
さつき野駅西	組合	平成6～平成10	平成7.1.13	6.8	931,545	136,992	14.01	18.84	32.85	36.50	平成9.2.7
川口	組合	平成12～平成17	平成12.9.29	7.3	1,042,806	142,850	24.03	39.34	63.37	37.03	平成17.10.28
荻川	組合	平成13～平成17	平成13.5.29	18.6	2,408,851	129,508	25.31	23.67	48.98	33.71	平成17.12.16
荻川駅東	組合	平成14～平成19	平成14.9.6	18.5	2,696,653	145,765	25.53	29.42	54.95	35.82	平成19.10.14
新津駅西	組合	平成16～平成20	平成17.3.18	12.2	1,809,379	148,310	21.01	36.92	57.93	30.35	平成20.1.14
小計	10地区			147.3							
新津金沢団地	公社	昭和40～昭和41	昭和40.10.15	11.8	126,620	10,731	20.16	-	20.16	24.97	昭和41.8.12
小計	1地区			11.8							
合計	11地区			159.1							

(6) 南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
白根北部	組合	昭和55～昭和59	昭和55.10.31	15.8	752,280	47,613	15.30	18.00	33.30	22.56	昭和59.6.1
白根第二	組合	昭和59～平成元	昭和59.11.16	8.9	474,928	53,363	18.50	15.70	34.20	23.89	平成元.9.5
小計	2地区			24.7							
白根第三	共同	昭和63～平成元	昭和63.5.31	0.9	55,624	61,804	21.20	18.00	39.20	28.31	平成元.4.14
戸頭北	共同	昭和63～平成元	平成元.2.3	1.6	76,768	47,980	16.80	12.40	29.20	30.52	平成2.3.2
小計	2地区			2.5							
合計	4地区			27.2							

(7) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
内野火災復興	市	昭和29~昭和34	昭和29. 9. 28	10. 3	17,786	1,727	17.49	1.89	19.38	25.04	昭和35. 3. 4
大学南	市	昭和58~平成 7	昭和58. 9. 6	20. 6	4,301,000	208,786	26.07	0.64	26.71	28.31	平成 3. 2. 8
小計	2地区			30.9							
青山	組合	昭和39~昭和44	昭和39. 12. 1	16. 7	77,112	4,617	22.01	5.33	27.34	22.48	昭和44. 4. 18
平島青山	組合	昭和40~昭和45	昭和41. 3. 29	38. 5	455,631	11,835	12.86	23.81	36.67	27.41	昭和46. 2. 2
上新栄町	組合	昭和42~昭和46	昭和42. 12. 12	10. 1	80,000	7,921	32.15	7.60	39.75	25.77	昭和46. 10. 22
中権寺上新町	組合	昭和47~昭和50	昭和47. 8. 17	27. 1	595,663	21,980	15.59	14.15	29.74	24.55	昭和50. 12. 23
寺尾	組合	昭和47~昭和52	昭和48. 3. 23	18. 8	654,717	34,825	17.02	11.94	28.96	28.19	昭和52. 7. 12
流通センター	組合	昭和55~昭和58	昭和55. 12. 16	13. 4	1,108,000	82,687	14.46	23.44	37.90	21.89	昭和59. 1. 10
前川原	組合	昭和56~昭和59	昭和56. 5. 8	6. 1	272,998	44,754	16.20	11.30	27.50	27.46	昭和58. 8. 9
坂井	組合	昭和58~昭和60	昭和58. 12. 20	1. 7	156,750	92,206	27.73	2.17	29.90	29.64	昭和60. 9. 6
的場	組合	昭和63~平成 4	昭和63. 12. 2	15. 5	2,685,966	173,288	13.75	26.37	40.12	21.62	平成 4. 11. 4
緒立	組合	昭和63~平成 4	昭和63. 12. 2	8. 2	1,527,852	186,323	8.14	29.70	37.84	23.04	平成 4. 11. 4
黒埼北部	組合	平成 3~平成 8	平成 3. 11. 15	33. 7	5,936,812	176,167	19.50	17.00	36.50	32.97	平成 8. 3. 15
赤塚駅前	組合	平成 3~平成10	平成 4. 3. 27	50. 6	11,860,333	234,394	26.36	22.33	48.69	38.87	平成10. 7. 13
小新梅田	組合	平成 9~平成14	平成 9. 4. 28	30. 8	8,949,039	290,553	20.84	21.25	42.09	29.89	平成14. 2. 22
小新白鳥	組合	平成12~平成15	平成12. 9. 19	5. 2	1,370,000	263,462	14.00	22.77	36.77	28.11	平成15. 1. 10
山田	組合	平成12~平成16	平成12. 12. 22	11. 3	1,575,491	139,424	11.91	23.42	35.33	30.99	平成16. 11. 5
山田立仏	組合	平成13~平成15	平成13. 10. 26	1. 3	243,215	187,088	26.38	23.46	49.84	33.05	平成15. 11. 21
新通	組合	平成12~平成22	平成13. 3. 9	28. 5	6,139,076	215,406	18.38	36.03	54.41	33.77	平成19. 8. 26
小計	17地区			317.5							
焼鮎	個人	昭和42	昭和42. 8. 29	4. 9	36,300	7,408	15.00	-	15.00	24.73	昭和42. 11. 24
小計	1地区			4.9							
合計	20地区			353.3							

2 土地区画整理事業施行実績[施行中]

(1) 北区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
西名目所	組合	平成23～平成27	平成23. 8. 18	18. 1	2, 881, 592	159, 204	11. 48	48. 05	59. 53	19. 73	
合計	1地区			18. 1							

(2) 東区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
西野中野山	組合	平成23～平成26	平成23. 11. 21	16. 5	2, 951, 580	178, 884	25. 11	34. 62	59. 73	34. 41	
海老ヶ瀬	組合	平成23～平成25	平成23. 10. 19	3. 1	498, 150	160, 694	21. 14	38. 76	59. 90	27. 43	
合計	2地区			19. 6							

(2) 中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
女池上山	組合	平成23～平成27	平成24. 3. 30	15. 5	3, 757, 000	242, 387	25. 11	27. 75	52. 86	30. 23	
鳥屋野大島	組合	平成23～平成27	平成23. 9. 28	17. 6	3, 354, 000	190, 568	24. 53	34. 72	59. 25	27. 99	
長湯南	組合	平成23～平成27	平成23. 12. 20	5. 5	1, 605, 000	291, 818	15. 25	44. 18	59. 43	21. 17	
合計	3地区			38. 6							

(1) 南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
白根第一	組合	平成 3～平成25	平成 4. 3. 27	31. 9	4, 824, 076	151, 225	22. 53	18. 40	40. 93	35. 05	平成 8. 2. 2(1工区) 平成20. 12. 14(2工区)
合計	1地区			31. 9							

(2) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
内野西	組合	平成12～平成25	平成13. 1. 4	29. 5	6, 283, 918	213, 014	26. 11	48. 61	74. 72	35. 31	
亀貝	組合	平成23～平成27	平成23. 6. 24	30. 7	6, 820, 000	222, 150	12. 75	47. 06	59. 81	27. 11	
小新白鳥東	組合	平成23～平成27	平成23. 6. 6	12. 0	2, 236, 300	186, 358	17. 17	29. 13	46. 30	31. 11	
合計	3地区			72. 2							

3 土地区画整理事業助成制度

まちづくりは、関係権利者の相互理解はもとより、創意工夫が不可欠です。
土地区画整理事業により、特色あるとともに持続的に発展するまちづくりを行う施行者に対して、助成金を交付しています。

◆新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の主な内容

助成項目	適用条件	助成率
道路築造に要する費用	歩車道分離道路のうち、広域的な交通問題の改善に貢献すると市長が認めるもの。	市長が別に定める基準額の1/2を上限とする。
	歩行者専用道路のうち、広域的な交通問題の改善及び施行地区内の良好な景観の形成に貢献すると市長が認めるもの。	
下水道の築造に要する費用		
公園築造に要する費用	土地区画整理法施行規則第9条第6項に掲げる技術基準を満たすものであること。	
雨水調整池の用地費		事業計画上に定める整理前宅地の平均単価に必要面積を乗じて得た額の1/2を上限とする。

4 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市内にあって豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、高速交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約270haにおいて、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、県・市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

(1) 開発の目標

- ① 鳥屋野潟と一体になって、水と緑に恵まれた、都市のオアシスとなるアメニティゾーンの形成。
- ② 新しいライフスタイルの創出に必要なアメニティあふれる文化・レクリエーション拠点の形成。
- ③ 環日本海地域の拠点として、国際交流の一環とした文化・産業交流、及び都市と農村の融合・交流を図る拠点の形成。

(2) 土地利用ゾーニング

開発区域を図-①に示すように4つの土地利用ゾーニングに区分している。

なお、平成18年3月に、知事・市長・亀田郷土地改良区理事長による三者協議会が開催され、総合レクリエーションゾーンからウェルネスゾーンに名称変更された。

(3) 各ゾーンと関連道路の現況

- ① [ウェルネスゾーン] ゾーン内の市有地では、平成16年度から新潟市民病院の移転新築工事が着工し、平成19年11月1日に開院した。

新市民病院周辺の民有地では、土地区画整理事業が行われ、病院関連施設の立地が進み、市民病院東側では(仮称)新潟市アイスアリーナの整備が予定されている。

また、産業振興センター西側には、消防局・中央消防署の移転が予定されている。

- ② [国際文化・教育ゾーン] 現在、産業振興センター、新潟テルサ、東京学館新潟高校、天寿園が立地している。また、公園線北側の(仮称)食と花のにいがた交流センター敷地内においては、平成23年度に食育・花育センターが開館している。

- ③ [総合スポーツゾーン] 県を事業主体として、平成3年度から用地買収に着手し、平成21年6月には、HARD OFF ECO スタジアム新潟が完成した。平成23年度末までに59.3haを、新潟県スポーツ公園として供用開始している。平成24年度も引き続き、公園線南側の整備を行う。

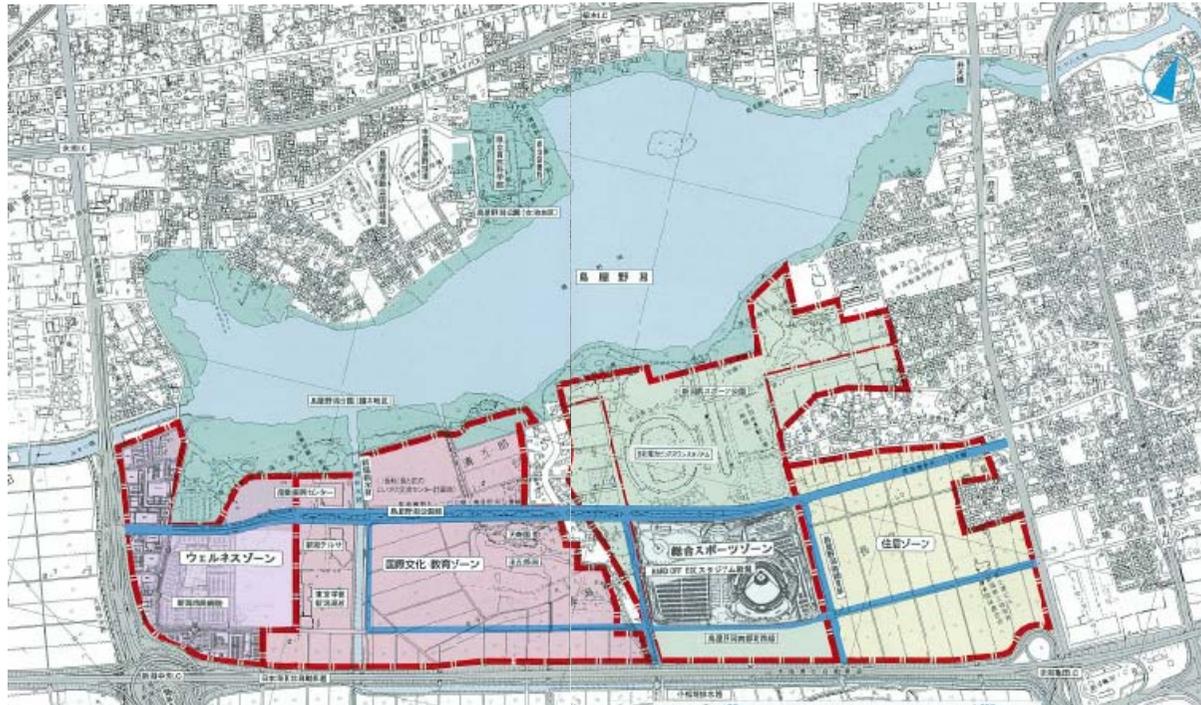
- ④ [住居ゾーン] 住居ゾーンにおける第一段階での開発として、鳥屋野潟公園線の北側(5.5ha)において、平成23年度に長潟南土地区画整理組合が設立され、平成27年度の完了を目指して土地区画整理事業を進めている。

- ⑤ [関連道路] ゾーン内の都市計画道路として鳥屋野潟公園線(全線供用済)、鳥屋野潟南部中央線、鳥屋野潟南部東線、鳥屋野潟南部東西線が位置付けられている。

なお、平成17年度にまちづくり交付金が採択され、平成21年度までの5カ年間に、新市民病院の周辺道路8路線、スポーツゾーン内の鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線の一部、及び天寿園などの整備が完了した。

引き続き、鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線については早期完成を目指し整備を進めていくこととしている。

図一① 鳥屋野潟南部開発計画 土地利用ゾーニング図



ゾーン名	面積	ゾーンの内容	ゾーン名	面積	ゾーンの内容
ウェルネスゾーン	37ha	市民病院を核に、関連施設の配置を行い、良好な療養環境の確保と快適な空間の形成を図るゾーン	総合スポーツゾーン	93ha	スポーツ・ヘルス機能等で構成するゾーン
国際文化・教育ゾーン	86ha	文化・国際交流・人材育成・研究開発等の機能を取り込んだゾーン	住居ゾーン	54ha	優れたアメニティ機能の整備を生かした住宅地等の形成を図るゾーン



5 市街地再開発事業

この事業は、低層の老朽建物が密集した既成市街地において、細分化された敷地を広く共同利用し、不燃の共同建築物に建替えるとともに、道路・公園・広場などの公共施設やオープンスペースを確保することによって、安全で快適な都市環境に再生させようとするものであり、これにより、商店街の近代化や土地の有効活用を図るなど、地域の整備改善と活性化に大きく貢献するものです。事業手法には、組合施行、個人施行、再開発会社施行、地方公共団体施行、都市再生機構等の施行があります。

本市における市街地再開発事業の実施状況は、次のとおりです。

●完了地区

(1) 弁天町地区第一種市街地再開発事業（A工区）

（施行者 弁天町市街地再開発組合）

▼地区の概要

当地区は、駅前の商業・業務地区の一角を形成してきたが、木造家屋の老朽化等により昭和47年に地元の権利者に再開発の機運が高まりました。

以後、準備組合の設立、都市計画決定、組合設立と順調に進みましたが、予定していたキーテナントの出店辞退により一時中断となりました。その後、施行地区を2工区に区分し、A工区については、昭和56年にビジネスホテルをキーテナントとした再開発ビルが完成しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.27ha ・権利者数 5人（内転出者1人）
- ・権利変換 全員同意型（第110条）（昭和55年1月認可）
- ・施行期間 昭和49年度～56年度 ・事業費 2,518百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（600%/80%）
- ・敷地面積 1,875㎡ ・建築面積 1,474㎡
- ・延床面積 12,842㎡ ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下1階、地上13階、駐車台数34台
- ・主要用途 ホテル、店舗、駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和49年8月
- ・市街地再開発組合設立 昭和49年12月
- ・建築工事 昭和55年2月（着工）～昭和56年10月

(2) 新潟駅南口第一地区第一種市街地再開発事業（施行者 新潟市）

▼地区の概要

昭和46年10月の上越新幹線の新潟駅乗り入れ決定を契機に、従来新潟駅北口で止まっていた都市軸を南方向へ向かって発展させるため、駅南地区約15.4haを、新たに新潟市の副都心として整備するため、昭和52年「新潟駅南口地区再開発基本計画」を策定しました。

この計画の先発事業として位置づけられた第一地区再開発事業は、市施行により、昭和60年4月に「プラーカ新潟」としてオープンしました。

また、都市施設としては、1.4haの駅南口広場、東・西連絡通路、60m修景道路およびプラーカ2、3の地下を結ぶ地下横断歩道等の整備を行いました。

▼事業の概要

- ・地区面積 2.4ha ・権利者数 56人（内転出者14人）
- ・権利変換 地上権非設定型（第111条）
- ・施行期間 昭和55年度～60年度 ・事業費 20,449百万円

▼施設建築物概要

	A1棟（プラーカ1）	A2棟（プラーカ2）	C1棟（プラーカ3）
用途地域	商業地域（600%/80%）		
敷地面積	4,632㎡	2,398㎡	3,140㎡
建築面積	4,114㎡	1,957㎡	2,404㎡
延床面積	30,813㎡	15,862㎡	19,209㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
規模	地下2階、地上12階、 駐車台数55台	地下2階、地上7階、 駐車台数63台	地下2階、地上7階、 駐車台数67台
主要用途	ホテル、店舗、駐車場	店舗、駐車場	店舗、事務所、駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和53年12月
- ・事業計画決定 昭和55年8月
- ・建築工事 昭和58年3月（着工）～昭和60年4月

(3) 新潟駅南口第四地区D3街区第一種市街地再開発事業

(施行者 新潟駅南口デースリー市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、新潟駅南口地区再開発基本計画では、幹線道路の機能性、利便性を積極的に生かした業務施設の整備を図っていくべき地区として位置づけられております。副都心の業務核にふさわしい施設の整備およびすでに都市計画決定されている2路線の整備により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.6ha
- ・権利者数 6人(内転出者1人)
- ・権利変換 全員同意型(第110条)(平成6年9月認可)
- ・施行期間 平成5年度～7年度
- ・事業費 7,301百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域(600%/80%)
- ・敷地面積 2,707㎡
- ・建築面積 2,237㎡
- ・延床面積 20,203㎡
- ・構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下1階、地上10階、駐車台数235台
- ・主要用途 事務所、駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 平成元年11月
- ・市街地再開発組合設立 平成5年9月
- ・建築工事 平成6年10月(着工)～平成8年3月

(4) 花園1丁目地区第一種市街地再開発事業

(施行者 花園一丁目地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、建築物の大半が建築後30年前後を経過し、機能低下をきたしているなど、駅前商業業務地として土地の有効利用を図る必要がありました。

そこで、民間施行により共同ビルを建設し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.3ha
- ・権利者数 12人(内転出者3人)
- ・権利変換 全員同意型(第110条)(平成12年11月認可)
- ・施行期間 平成12年度～14年度
- ・事業費 5,740百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域(600%/80%)
- ・敷地面積 2,187㎡
- ・建築面積 2,019㎡
- ・延床面積 13,018㎡
- ・構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下1階、地上16階、駐車台数40台
- ・主要用途 店舗、ホテル、事務所、コミュニティホール、駐車場

▼事業経過

- ・都市計画決定 平成12年2月
- ・市街地再開発組合設立 平成12年5月
- ・事業計画認可 平成12年7月
- ・建築工事 平成12年12月(着工)～平成14年11月

(5) 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業

(施行者 新潟駅南口第二地区市街地再開発組合)

▼地区の概要

当地区は、昭和55年に準備組合が設立され、昭和63年には都市計画決定を受けましたが、平成3年にキーテナントが出店を辞退し、その後の厳しい経済状況もあり、進展が見られませんでした。

しかし、平成11年に当初予定していた大型商業施設に代わり、都心居住を目的とした住宅等を中心とする施設計画に変更して、事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 1.1ha
- ・権利者数 18人(内転出者2人)
- ・権利変換 全員同意型(第110条)(平成19年12月認可)
- ・施行期間 平成15年度～22年度
- ・事業費 13,262百万円

▼施設建築物概要

	A敷地		B敷地
	A-I棟	A-II棟	B棟
用途地域	商業地域（600%/80%）		
敷地面積	6,385 m ²		731 m ²
建築面積	4,618 m ²		562 m ²
延床面積	36,318 m ²	18,708 m ²	3,978 m ²
構造	高強度鉄筋コンクリート造、鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
規模	地下1階，地上31階，駐車台数156台	地上11階，駐車台数378台	地下1階，地上7階
主要用途	住宅，店舗，事務所，駐車場	店舗，スポーツ施設，駐車場	店舗，事務所

▼事業経過

- ・都市計画決定 昭和63年10月
- ・市街地再開発組合設立 平成15年3月
- ・事業計画認可 平成19年1月
- ・建築工事 平成20年1月（着工）～平成22年2月

6 まちなか再生建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善，良好な市街地住宅の供給等に資するため，土地の利用の共同化，高度化等に寄与する優良建築物等の建築を行う者に費用の一部を助成する制度です。

本市におけるまちなか再生建築物等整備事業の実施状況は，次のとおりです。

●完了地区

(1) 新潟駅南口E2街区優良再開発建築物整備促進事業

(共同化型) (施行者 清水建設株式会社)

▼地区の概要

当事業は，建築物，建築敷地および公共施設の整備を一体的に行いました県内初の優良再開発建築物整備促進事業です。

快適性に富んだ優良な都市型高層住宅の建築のほか，近隣住民の交歓の場となる公開広場を整備し，また，低層部には屋内スポーツ施設を設けるなど，地域住民の健康増進にも役立っています。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.44ha
- ・権利者数 9人（内転出者6人）
- ・施行期間 昭和61年度～63年度
- ・事業費 4,060百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（400%/80%）
- ・敷地面積 4,260 m²
- ・建築面積 1,859 m²
- ・延床面積 15,448 m²
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- ・規模 地上15階，駐車台数32台
- ・主要用途 共同住宅(136戸)，事務所，屋内プール，アスチクルーム

▼事業経過

- ・補助事業の承認 昭和61年6月
- ・施設建築物着工 昭和62年9月
- ・施設建築物竣工 平成元年3月

(2) 新潟駅南口F2街区優良建築物等整備事業

(市街地環境形成タイプ) (施行者 清水建設株式会社)

▼地区の概要

当事業では，快適で安全な都市環境を備えたまちづくりを目指し，都市型高層住宅の建設により，良好な市街地住宅の供給を図るとともに，公開空地およびF街区区画道路等を一体的に整備しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.86ha
- ・権利者数 1人
- ・施行期間 平成5年～10年度
- ・事業費 8,842百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（400%/80%）
- ・敷地面積 8,005 m²
- ・建築面積 5,442 m²

- ・延床面積 34,577 m² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上15階，駐車台数323台
- ・主要用途 共同住宅（323戸 A棟：121戸，B棟：202戸）

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成5年12月
- ・第1期工事（A棟） 平成7年11月（着工）～平成9年2月（竣工）
- ・第2期工事（B棟） 平成9年3月（着工）～平成11年1月（竣工）

（3）寄居町地区まちなか再生建築物等整備事業

（マンション建替タイプ）（施行者 富士マンション建替組合）

当地区は，当市の既成中心市街地である古町周辺地区の一部を成し，近年定住人口の減少が進む中心市街地で，都心居住を促進すべき地区として位置づけられております。

街の賑わいの中心となるべき古町周辺地区において，老朽マンションを建替え，優良住宅による都心居住の促進と公開空地等による都市環境の向上により，中心市街地の活性化を図ることを目的として事業が行われました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.12ha ・権利者数 61人（建替え決議時）
- ・施行期間 平成17年度～20年度 ・事業費 1,154百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（400%/80%）
- ・敷地面積 852 m² ・建築面積 486 m²
- ・延床面積 5,008 m² ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上13階，駐車台数38台
- ・主要用途 共同住宅（44戸），事務所，店舗

▼事業経過

- ・建替え準備組合設立 平成14年2月
- ・建替え決議 平成16年7月
- ・建替組合設立認可 平成17年11月
- ・権利変換計画認可 平成18年5月
- ・従前マンション解体工事着工 平成18年6月

- ・施行再建マンション竣工 平成20年5月
- ・建替組合解散 平成21年3月

（4）西堀通6番町地区まちなか再生建築物等整備事業

（住宅複合利用タイプ）（施行者 株式会社福田組）

当地区は，当市の既成中心市街地である古町地区の一部を成し，近年定住人口の減少が進む中心市街地で，都心居住を促進すべき地区として位置づけられております。

当事業は，街の賑わいの中心となるべき古町地区において，住宅と商業施設を有する複合ビルを建設し，低未利用地の解消と土地の高度利用，公開空地等による都市環境の向上により，中心市街地の活性化を図ることを目的として整備しました。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.6ha ・権利者数1人
- ・施行期間 平成17年～21年度 ・事業費10,154百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（600%/80%）
- ・敷地面積 4,671 m² ・建築面積 3,225 m²
- ・延床面積 41,654 m² ・構造 高強度鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下1階，地上29階，駐車台数423台
- ・主要用途 共同住宅167戸，店舗，駐車場

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成17年4月
- ・施設建築物着工 平成18年8月
- ・施設建築物竣工 平成21年7月

（5）下大川前通5ノ町地区まちなか再生建築物等整備事業

（市街地環境形成タイプ）（施行者 株式会社マリモ）

当事業は，当市の既成市街地である古町周辺地区において，遊休地となっていた敷地に，市街地環境に配慮した良質な共同住宅を建設する事業であり，地域の利便性向上に資する公開空地を整備するとともに，未整備の都市計画道路部分を整備し，歩行者空間の確保に寄与することを目的とし

ております。また、都心居住の促進と土地の合理的かつ健全な高度利用による中心市街地の活性化を図ります。

▼事業の概要

- ・地区面積 0.36ha ・権利者数 1人
- ・施行期間 平成20年～21年度 ・事業費 1,890百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 近隣商業地域 (300%/80%)
- ・敷地面積 2,000 m² ・建築面積 892 m²
- ・延床面積 9,493 m² ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上15階, 駐車台数 84台
- ・主要用途 共同住宅 84戸

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 平成20年5月
- ・施設建築物着工 平成20年9月
- ・施設建築物竣工 平成22年3月

●事業中地区

(1) 古町通5番町地区まちなか再生建築物等整備事業

(住宅複合利用タイプ) (施行者 新潟古町通五番町開発特定目的会社)

当地区は、当市の既成中心市街地である古町地区の一部を成し、近年定住人口の減少が進む中心市街地で、都心居住を促進すべき地区として位置づけられております。

当事業は、街の賑わいの中心となるべき古町地区において、老朽化し機能低下した商業ビルを新たに複合ビルに更新するもので、古町地区の活性化に向け、魅力的な商業施設の再生と都市型賃貸住宅の供給を行うとともに、公開空地等による都市環境の向上により、中心市街地の活性化を図ることを目的としております。

平成19年度は、基本設計・現況測量を行い、除却工事に着工しました。平成21年度に除却工事が完了しましたが、昨今の経済情勢の変化により、事業内容の見直しを行い、平成24年4月に建築本体工事に着手し、平成25年2月頃に竣工を予定しています。

7 開発行為許可関係受付件数

(1) 市街化区域

区分		年度	S45～H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
事前協議	受付件数		2,614	50	57	47	73	51	64	54	50	50	54	3,164
	用途別	戸建ての宅地分譲	1,646	23	25	29	42	31	36	22	33	28	31	1,946
		貸家・共同住宅	344	9	18	11	12	8	12	6	3	17	10	450
		店舗・工場・事務所等	624	18	14	7	19	12	16	26	14	5	13	768
	面積 (㎡)		13,746,658	283,717	160,999	161,545	390,831	161,001	232,981	187,454	163,660	145,451	373,861	16,008,158
開発行為	受付件数		2,492	45	61	43	78	52	60	54	47	48	55	3,035
	用途別	戸建ての宅地分譲	1,536	27	25	24	48	29	34	31	30	24	31	1,839
		貸家・共同住宅	366	7	20	11	10	10	11	7	4	18	10	474
		店舗・工場・事務所等	590	11	16	8	20	13	15	16	13	6	14	722
	面積 (㎡)		12,246,040	269,747	181,424	167,314	275,823	292,702	190,534	186,265	140,064	140,103	392,047	14,482,063

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(2) 市街化調整区域

区分		年度	S45～H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
開発行為	受付件数		920	36	28	25	38	43	45	35	35	34	86	1,325
	用途別	専用住宅	598	27	21	18	26	32	34	23	24	25	66	894
		併用住宅	32	1	0	3	2	0	0	0	3	0	0	41
		その他	290	8	7	4	10	11	11	12	8	9	20	390
	面積 (㎡)		280,633	20,661	10,778	18,283	29,357	69,834	128,157	51,079	113,965	23,539	121,880	868,166
42・43条建築許可	受付件数		1,828	40	37	57	52	60	71	73	74	73	181	2,546
	用途別	専用住宅	1,414	27	23	38	28	44	51	49	51	49	125	1,899
		併用住宅	110	1	2	1	4	1	4	4	0	3	3	133
		その他	304	12	12	18	20	15	16	20	23	21	53	514
既存宅地の確認	受付件数		1,055	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,055
	用途別	専用住宅	779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	779
		併用住宅	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41
		その他	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	235

※ 市街化調整区域の開発面積は、平成8年度より集計。

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(3)非線引き都市計画区域

区分		年度	S45～H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	総計
事前協議	受付件数		-	-	-	0	2	3	2	1	3	4	15
	用途別	戸建ての宅地分譲	-	-	-	0	1	1	0	0	1	0	3
		貸家・共同住宅	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	-	-	-	0	1	2	2	1	2	4	12
	面積 (m ²)		-	-	-	0	7,416	39,152	11,721	18,610	54,055	28,684	159,638
開発行為	受付件数		-	-	-	0	2	3	2	0	3	4	14
	用途別	戸建ての宅地分譲	-	-	-	0	1	1	0	0	1	0	3
		貸家・共同住宅	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	-	-	-	0	1	2	2	0	2	4	11
	面積 (m ²)		-	-	-	0	7,416	39,152	11,721	0	54,055	28,684	141,028

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

(4)都市計画区域外

区分		年度	S45～H12	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	総計
事前協議	受付件数		-	-	-	0	2	0	1	0	0	0	3
	用途別	戸建ての宅地分譲	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		貸家・共同住宅	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	-	-	-	0	2	0	1	0	0	0	3
	面積 (m ²)		-	-	-	0	55,858	0	19,336	0	0	0	75,194
開発行為	受付件数		-	-	-	0	2	0	1	0	0	0	3
	用途別	戸建ての宅地分譲	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		貸家・共同住宅	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	-	-	-	0	2	0	1	0	0	0	3
	面積 (m ²)		-	-	-	0	55,858	0	19,336	0	0	0	75,194

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

8 国土利用計画法

国土利用計画法に基づく届出状況

区分	年	区 域	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
件 数		市 街 化 区 域	34	129	52	90	87	65	56	99	88	93	74	50	57	85	
		市 街 化 調 整 区 域	0	7	7	1	0	0	8	6	1	12	16	4	2	13	
		非線引き都市計画区域	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	0	1	2	0	
		都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	—	—	—	—	20	0	2	0	1	0	0
		合 計	34	136	59	91	87	65	64	125	89	108	90	56	61	98	
面 積 (m ²)		市 街 化 区 域	126,142	395,658	191,439	364,088	370,888	299,818	255,826	407,620	517,028	328,028	347,619	213,190	243,400	334,217	
		市 街 化 調 整 区 域	0	85,175	20,873	9,408	0	0	25,622	40,423	8,258	43,129	451,695	464,911	67,565	304,745	
		非線引き都市計画区域	—	—	—	—	—	—	—	0	0	22,718	0	10,609	13,799	0	
		都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	—	—	—	—	49,580	0	165	0	14,610	0	0
		合 計	126,142	480,833	212,312	373,496	370,888	299,818	281,448	497,623	525,286	394,040	799,314	703,320	324,764	638,962	

(注)届出の必要な面積 :市街化区域…2,000㎡以上
 :市街化調整区域・非線引き都市計画区域…5,000㎡以上
 :都市計画区域外…10,000㎡以上

※昭和63年4月1日 監視区域指定開始

※平成7年6月1日 県内全監視区域指定解除

※平成10年9月1日より事後届出制へ移行

※平成17年3月21日(旧巻町は平成17年10月1日)より、合併市町村分の数値を含む。

※平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

都市交通政策課



J R 越後線（内野～吉田間）増便社会実験開始
～ 3月17日 巻駅での記念式典～

パーク & ライド

実施期間
平成24年4月
～平成25年3月

JR越後線の
「巻駅」「越後曾根駅」「越後赤塚駅」

駐車料金無料

社会実験
モニター募集

巻 越後曾根 越後赤塚

お問い合わせ:新潟市 都市政策部 都市交通政策課 電話025(226)2730 協力:JR東日本新潟支社

第3回新潟都市圏パーソントリップ調査（総合都市交通計画）

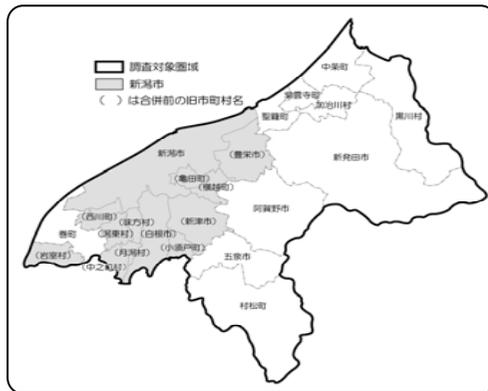
1. 背景

新潟都市圏では、自動車依存の高まりなどにより朝・夕のピーク時を中心とした道路混雑が緩和されないなど、様々な交通問題が生じています。また、都市をめぐる社会経済状況の変化とともに、交通を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような背景のもと、平成14年度から16年度の3ヵ年にかけて、国・県・市により「第3回新潟都市圏パーソントリップ調査」を実施し、将来のあるべき都市像を見据えた新たな総合都市交通計画を策定しました。

2. パーソントリップ調査（総合都市交通計画）の概要

(1) 計画対象圏域



計画策定の対象とする新潟都市圏は、新潟市を中心とする4市5町2村からなる圏域です。（平成17年3月現在）

この後、新潟市・巻町の合併、新発田市・紫雲寺町・加治川村の合併、五泉市・村松町の合併、中条町・黒川村の合併による胎内市の誕生により、5市1町となりました。

(2) 新潟都市圏の将来目標

魅力ある都市圏となる、4つの目標を設定します。

活力ある都市圏

良質な生活環境が創出された都市圏

拠点性と地域個性を活かした魅力ある都市圏

持続的に成長する都市圏

(3) 都市圏交通の目標

交通の目標を設定し、将来目標の達成に努めます。

移動しやすい交通体系の確立

災害に強く、質の高い交通体系の確立

持続性を支える交通体系の確立

(4) 基本方針

都市圏構造の構成要素ごとに、施策の基本方針を示します。

広域交通との連携

都市間競争に負けない魅力確保に向けて広域交通を活用します。

都心部の交通

歩行者・公共交通を中心とした交通環境の形成を目指します。

放射方向の交通

公共交通と自動車との組み合わせによる軸の形成を目指します。

環状方向の交通

道路によるネットワークを強化します。

周辺地区の交通

通過交通の排除や走行環境の改善に努め、賑わいの創出を目指します。

(5) 7つの重点施策

基本方針に沿った施策のうち、特に積極的な取り組みが必要なものを、重点施策として位置づけます。

新潟駅の広域交通結節機能の強化

空港アクセス機能の強化

公共交通の利用促進

都心部にふさわしい交通環境の創出

幹線道路網の整備促進

高速道路の有効活用

住民意識の向上促進

にいがた交通戦略プランの推進

1. 事業の目的

高齢者や来訪者など誰もが移動しやすい都市内の交通環境を実現するため、短・中期（概ね10年）を想定した区制後の新市の都市交通施策について具体的な行動計画となる「にいがた交通戦略プラン」に基づき、ハード・ソフトの両面からなる各種施策を実施するとともに、社会実験など段階的な取り組みを推進します。

2. 経緯

- ・第3回PT調査を踏まえた新潟都市圏総合都市交通計画の提言(H14~H16)
- ・合併した各地域の拠点間及び各地域内の交通手段の確保などの重要な課題について検討を実施(H17~H18)
- ・「にいがた交通戦略プラン」策定協議会（5回開催）を設置し、パブリックコメントによる市民意見の反映を行いながら、プランを策定(H19)

3. 戦略プランの内容

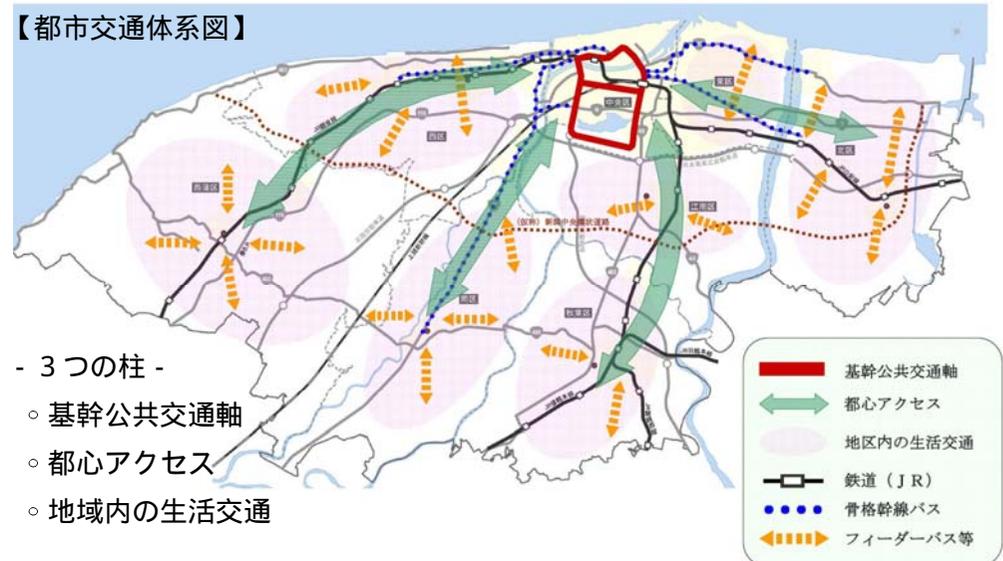
基本方針

- ・多核連携型の都市構造を支える交通戦略
都心に行きやすく地域間の結び付きを強化する交通施策
- ・地域の快適な暮らしを支える交通戦略
各地域の特性とコミュニティを大切にす交通施策
- ・市街地の賑わいと都市の活力を創出する交通戦略
質の高いサービスと移動性を確保する都心及び都心周辺部の交通施策
都心部にける賑わい空間や魅力に資する交通戦略
- ・地域や関係者が一丸となって取り組む交通戦略
市民や事業者とともに進める全市的な交通施策

重点プロジェクト

- ・JR越後線の利便性と運行頻度向上に向けた取り組み
- ・白根方面骨格幹線バス（国道8号）を主軸とするバス利用サービスの向上
- ・地域の特性に応じた生活交通の確保
- ・新潟駅を南北に結ぶ基幹公共交通軸の形成
- ・古町地区における道路の役割分担と道路空間の利活用
- ・万代地区の交通結節機能の強化と歩行者空間整備
- ・モビリティ・マネジメントの推進

- 4. 平成24年度の主な事業内容（都市交通政策課分）
南区方面（国道8号）バス利便性向上施策の推進
基幹公共交通軸の形成とバスの利便性向上
エコ通勤をはじめモビリティ・マネジメントの推進
JR越後線増便社会実験への対応 など



オムニバスタウン事業について

1. 事業概要

国の補助制度であるオムニバスタウン整備総合対策事業を活用し、誰もが安全で豊かな暮らしやすいまちづくりの実現に向けて取り組みます。

2. 経緯・検討体制

オムニバスタウン計画推進協議会
利用者代表・新潟県警察・北陸信越運輸局・ 北陸地方整備局・新潟県・新潟県バス協会・ 新潟交通株・新潟市

平成19年5月 オムニバスタウン指定申請

平成19年6月 オムニバスタウン指定

平成19年度～ オムニバスタウン 整備事業の実施

平成22年3月 計画期間をH24まで延長

3. 目標

「便利で、乗りやすく、分かりやすい」バス交通の実現を目標に、バスの利便性・快適性の向上に積極的に取り組み、人・まち・環境にやさしいバスへの利用転換を促すとともに、合わせて新潟市の都心部の賑わいを創出する基幹公共交通軸の形成を促進します。

4. 施策の展開

新潟市全域において、既存のバス交通支援策等を活用しながら、バスの乗り降りがスムーズなICカードやノンステップバスの導入などの施策を展開していきます。

さらに、より多くの市民や来訪者が集まる都心部においては、サービスレベルが高い基幹公共交通軸の構築に向けた取り組みを展開していきます。

5. 実施施策

- ・にいがた基幹バス「りゅーとリンク」の運行
- ・バス停上屋の整備
- ・バスICカードの導入
- ・PTPSの拡充
- ・道路整備の促進
- ・快速バスの拡充検討
- ・市役所周辺モニターミナル化
- ・バス路線の再編
- ・乗継割引の導入
- ・モーニングライナー＆ワンコインバスの拡充検討
- ・ノンステップバス等の導入促進
- ・案内表示の設置
- ・にいがたバス-iの機能強化
- ・バスロケーションシステムの拡充
- ・1Dayチケットの創設検討
- ・実証実験
- ・バス利用の啓発 他



バスICカード「りゅーと」(新潟交通株式会社)

バス交通支援事業

1. 背景

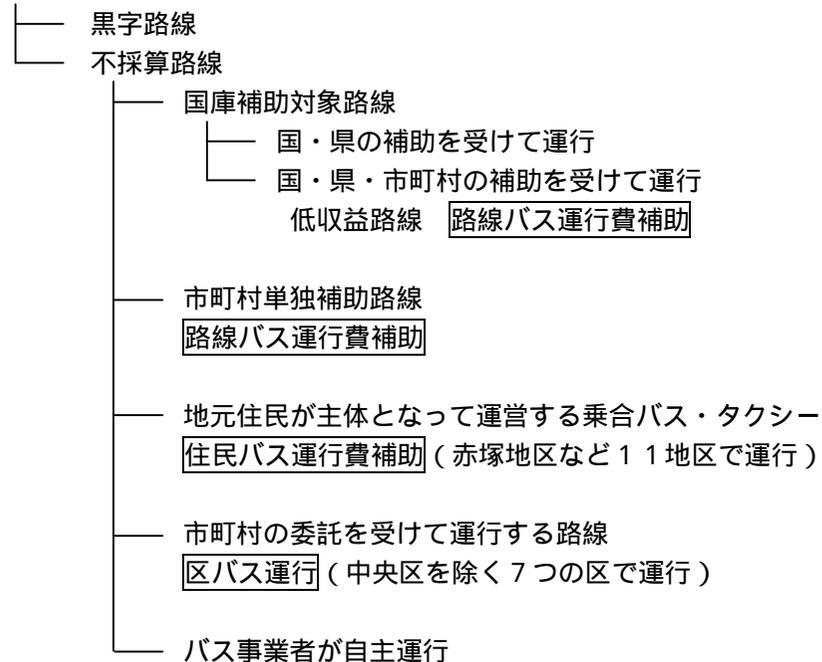
- (1) バス利用者の減少
- (2) 運輸政策審議会自動車交通部会答申（平成11年4月）
「乗合バス事業に関して地方公共団体がより主体的に関与することが適当」
- (3) 道路運送法の改正（平成14年2月）
不採算路線からの撤退が許可制から届出制へ変更
- (4) バス交通に対する国・県補助制度の改正
（平成14年10月以降の運行）
国は広域的・幹線的路線
- (5) 道路運送法の改正（平成18年10月）
バス事業に係る規制の緩和

2. 事業の概要

- (1) バス交通等補助金
 - 路線バス運行費補助
バス事業者が運行する路線バスのうち、広域的・幹線的なバス路線等について、事業者に対し運行欠損額を補助する事業
 - 住民バス運行費補助
バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地区において、地元住民が主体となって運営する乗合事業に対し、運行費の一部を補助する事業
- (2) 区バス運行事業
政令指定都市移行に伴い、区役所への移動など、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、区が主体となり交通事業者に委託して運行する乗合事業

3. バス路線補助の現状

路線バス（道路運送法第4条）

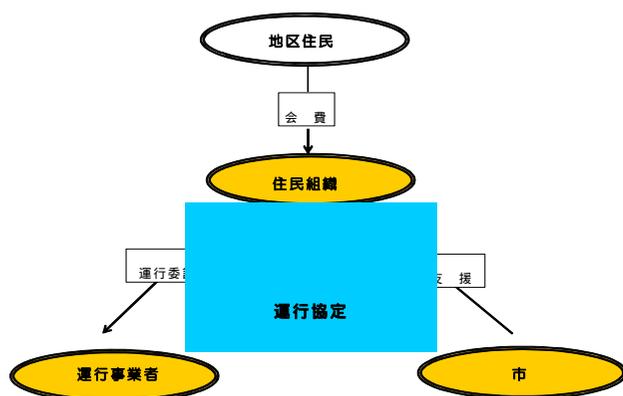


4. 住民バスについて

(1) 事業概要

バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、地元住民が主体となり運営する乗合事業に対し運行費の一部補助を行い、必要最低限の生活交通確保に努めます。

住民組織が主体となったバス運行のイメージ図（例）



(2) 補助基準

運行回数：10便/日

運行日数：年間約250日（平日運行分）

上記条件で算出した運行経費の70%を上限

(3) 住民バス実施地区（市内11地区で運行中）

平成17年4月～ 赤塚・みずき野・四ツ郷屋地区

10月～ 島見町・太郎代地区
大江山地区，両川地区
内野上新町地区

11月～ 亀田茅野山・早通地区

平成19年7月～ 新潟島下町地区

平成20年4月～ 坂井輪地区

平成22年4月～ 陽光・松浜・濁川地区，味方・月潟地区

11月～ 横越地区

5. 区バス運行事業について

(1) 事業概要

政令指定都市移行に伴い、区役所への移動など、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、区が主体となり区バスを検討・実施しています。

(2) 各地区の運行内容

区	北区	東区	江南区	秋葉区	
系統	太夫浜新町～ 太郎代浜～文化会館	(河渡ルート) 山の下庁舎前～ じゅんさい池～ 新潟駅南口	(松崎ルート) 区役所 ～栗山～浜谷町 ～区役所	亀田駅～区役所 ～曾野木～市民病院	うららこすど～ 新潟医療センター病 院～ 新潟駅西口
距離(km)	6.7～18.4km	9.9km	8.8～19.3km	13.5～16.8km	26.9～27.2km
運行手段	9人乗りジャンボタクシー	60人乗り中型バス (座席22)	46人乗り小型バス (座席19)	42人乗り小型バス (座席19)	41人乗り小型バス (座席14、車椅子2)
運行便数 (便/日)	11便	11便	7便	12便 (土日祝日10便)	7便

区	南区				
系統	北部第1 コース	北部第2 コース	南部 コース	三ヶ字 コース	東部 コース
距離(km)	32.7～ 53.7km	46.5～ 67.0km	30.6～ 38.7km	5.8km	9.1～ 9.4km
運行手段	40人乗り小型バス(座席14)他				
運行便数 (便/日)	3便	2便	3便	1便	3便

区	西区	西蒲区
系統	赤塚駅～ 中野小屋 ～横尾	中之口～ 巻駅前～ 巻・潟東IC
距離(km)	8.4km	21.5km
運行手段	74人乗り大型バス (座席25)他	43人乗り小型バス (座席17)
運行便数 (便/日)	10便	7便



交通バリアフリーの推進

1. バリアフリー新法

(高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

高齢者，身体障がい者や妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため，平成 12 年 11 月に交通バリアフリー法が施行され，本市においても交通バリアフリー基本構想を策定しました。

また，交通バリアフリー法の施行から 5 年が経過し，ユニバーサルな社会の実現を目指して対象施設などを拡大したバリアフリー新法が平成 18 年 12 月に施行されています。

本市では，基本構想に位置づけた市内 6 地区の重点整備地区において，旅客施設，周辺の道路，駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進しています。

2. 交通バリアフリー基本構想

重点整備地区

新潟万代地区（JR新潟駅，万代シティバスセンター）

万代島地区（佐渡航路ターミナル）

白山地区（JR白山駅）

寺尾地区（JR寺尾駅）

内野地区（JR内野駅）

合併により，以下を追加。

亀田地区（JR亀田駅）

()内は重点整備地区内における特定旅客施設

主な事業内容

公共交通特定事業

- ・案内施設の整備
- ・上下移動設備（エレベーター等）の整備
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備

道路特定事業

- ・歩道有効幅員の確保
- ・周辺案内施設の整備
- ・積雪・凍結対策

交通安全特定事業

- ・音響式信号機の整備
- ・横断時間の配慮



新潟大学前駅（H20 エレベーター整備済）

3. 今後の進め方

各事業者・管理者間の調整を図りながら，各特定事業計画の作成を促し，各事業者・管理者と協力しながらバリアフリー化を推進します。

平成 23 年 3 月 31 日に国が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づく新たな基本方針を示したことから，本市においても基本構想の見直し準備を進めるとともに，乗降者数が 3 千人以上の鉄道駅の今後の対応方策について検討を行います。

羽越本線高速化促進新潟地区同盟会

1. 概要

(1) 設立目的

羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに均衡ある国土形成のため羽越本線新幹線直通運転の早期実現を図ることを目的として平成12年9月に設立されました。

(設立当時 羽越本線新幹線直通促進新潟地区期成同盟会)

(2) 構成員(平成24年度現在)

会長：新潟市長

副会長：新発田市市長, 村上市市長, 阿賀野市長, 胎内市長, 阿賀町長

監事：聖籠町長, 関川村長

理事：上記以外の県北の町村首長, 農業・商工・観光等関係団体の代表

2. 主な活動

庄内地区(会長：鶴岡市長)・秋田地区(会長：由利本荘市長)の同盟会とともに、促進大会やシンポジウムの開催により、羽越本線高速化に向けた機運の醸成を図っています。

羽越本線高速化促進大会

羽越本線の高速化・新幹線直通化の早期実現を目指し、平成13年度から毎年、東京において促進大会を開催しています。

大会終了後は、国及びJR東日本本社への要望活動を行っています。

羽越本線高速化シンポジウム

羽越本線高速化の実現に向けて、沿線地域住民、団体等への理解や周知、機運の醸成を図るため、平成12年度からシンポジウムを開催しています。

H16年度 新潟市(新潟地区)で開催

H17年度 鶴岡市(庄内地区)で開催

H18年度 由利本荘市(秋田地区)で開催

H19年度 新発田市(新潟地区)で開催

H20年度 鶴岡市(庄内地区)で開催

H21年度 由利本荘市(秋田地区)で開催

H22年度 胎内市(新潟地区)で開催

H23年度 鶴岡市(庄内地区)で開催

H24年度 由利本荘市(秋田地区)で開催予定

3. 在来線の高速化

当面の間、在来線の高速化について重点的に促進していきます。

上越新幹線と羽越本線の乗り継ぎ利便性の向上

(新潟駅での同一ホーム乗換)

駅構内の改良(高速分岐器化, 分岐器の高番数化)

線形改良(曲線半径の拡大)

線路の強化(カント量の調整)

新型車両の導入(高速対応車両 120 130 km/h)

4. 羽越本線の高速化と地域活性化に関する検討委員会

平成19年度は、新潟県・山形県による検討委員会(委員長：東京大学 家田仁教授)において、在来線高速化・同一ホーム乗換えの効果と必要性、事業費の削減案及び地域の活性化方策などについては、北陸新幹線延伸に関連して、2013年までに完成することが望ましいと報告しました。

5. 現在の取り組み状況

新潟駅連続立体交差化に併せた同一ホーム乗換え事業に着手

羽越本線高速化PR活動

新潟地区同盟会パンフレットの作成

観光キャラバンへの参加

ホームページの運営・管理

平成23年度観光キャラバン

〔JR大宮駅西口イベントスペース〕



新交通推進課



■ BRT（次世代型バスシステム）導入イメージ

1. 新たな交通システムとは

新たな交通システムは、鉄道とバスの中間的な輸送力を持つ基幹的輸送機関の役割を担います。バスを高度化したシステムやモノレール、LRT（次世代型路面電車システム）など様々なシステムを総称します。

	路面系システム		高架系システム		
	基幹バス	LRT	ガイドウェイバス	モノレール	新交通システム (AGT)
事例	 名古屋[新出来町線]	 高岡[アイトラム]	 名古屋[ゆとりとライン]	 東京[東京モノレール]	 東京[ゆりかもめ]
輸送力	約2,000人/h	約5,000人/h	約2,000人/h	約18,000人/h 約12,000人/h	約10,000人/h
概算建設費	約3億円/km	約20億円/km	約60億円/km	約100億円/km (U型約50億円/km)	約100億円/km

2. 新たな交通システムに求められる機能

- ・輸送力に見合ったシステム
- ・公共交通としてのサービス向上に必要な機能（定時性・速達性・乗り換えやすさ）
- ・わかりやすさ・受け入れやすさのために必要な機能
（車両や駅施設などのシンボル性、路線や時刻の案内のわかりやすさ）
- ・その他公共交通としての必要な機能（環境への配慮、超高齢社会への対応）

3. 新たな交通システム導入検討調査（平成21年度）

【検討対象ルート】

- ◆人の移動が多く集客施設の多い「基幹公共交通軸」と、広域的な交流を支える施設や集客施設のある「新潟駅一万代島」とします。



■ 検討対象ルート図

【検討対象システム】

- ◆基幹公共交通としての利便性をさらに向上するために求められる機能や、新潟市の都市規模に応じた新たな交通システムの事業規模や輸送力を考慮し、BRT（次世代型バスシステム）、LRT、小型モノレールの3つのシステムとします。

空間	名称	システム概要	走行イメージ	停留所イメージ
路面に導入	BRT	在来バスを高度化した交通システム ◇低床型の高機能バス(2両連結の連接バス等)が主に道路上に設けられた専用空間を走行。 ◇停留所は地上に設置。 ◇バス車両を使用するので、郊外などで一般道路への乗入れも可能。		
	LRT	従来の路面電車を高度化した交通システム ◇低床型路面電車が道路上に設置された線路を走行。 ◇停留所は地上に設置。 ◇線路を整備しないと運行できないが、電気を動力とするため車両から排気ガスを排出しない。		
高架軌道新設	小型モノレール	従来モノレールよりも車両を小型化し、建設費を安くしたシステム ◇道路上に設置された高架構造物上(線路)を走行。 ◇信号の影響を受けないので速度は速くなるが、利用者の上下移動が必要となる。 ◇一般的に路面系システムに比べ駅間は長くなる。		

■ 検討対象システムの主な特徴

4. 新たな交通システム導入検討委員会の提言内容

平成21年度の調査結果を踏まえ、平成22年度に学識経験者・関係機関・市民組織等による検討委員会を設置し、本市にふさわしい新たな交通システムの導入方向性について検討した結果について、平成23年5月に市へ提言がなされました。

●提言内容

<導入ルート>

- 白山駅－古町－新潟駅－鳥屋野潟南部を優先整備区間とすべきである。
特に、都心軸（市役所－古町－新潟駅）を最優先とすべきである。

<導入システム>

- 導入効果、事業規模、事業環境の視点から、基幹公共交通軸に導入するシステムとしてはBRT、LRTが望ましい。

ただし、小型モノレールについては、万代島のアクセスを含めた広域的な拠点を結ぶルートに適する可能性がある。

<導入シナリオ>

- ①当面BRTの早期導入を目指す。
(理由) 都心軸における基幹公共交通軸の明確化や自動車からの転換促進、公共交通への乗り換えの定着など、一定の効果が早期に期待できる。
 - ②今後の環境の変化を踏まえ、次のステップ（LRTへの移行等）について判断する※。
- ※ 判断時期としては新潟駅高架下交通広場の供用のめどがつく頃とする。

5. 新たな交通システム導入基本方針

新たな交通システム導入検討委員会の提言を踏まえ、市としての導入方向性となる基本方針を平成24年2月に公表しました。

－新たな交通システム導入基本方針の概要－

- 新潟駅～古町～白山駅間（L=約4km）を第1期導入区間とし、BRTを平成26年度の導入を目指す。第2期区間を新潟駅～鳥屋野潟南部間（L=約6km）とする（図-1）。

- 新潟駅～古町間（L=約2km）は道路中央部に専用走行路の設置を目指す（図-2）。（わかりやすさ、走行性、将来的なLRTの導入を考慮）



図-1 導入ルート

- 連節バスを導入。（シンボル性・バスの集約化による移動需要に対応）
- 事業方式は公設民営方式を採用。

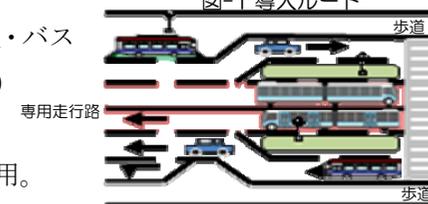


図-2 専用走行路イメージ

- 運行事業者は既存交通事業者に第一提案権を付与し、第三者機関により審査。選定基準を満たさない場合は改めて公募。
- 第2期導入区間は弁天線における導入区間の確保を段階的に図り、新潟駅連続立体交差化事業の進捗状況を見据えながら、出来るだけ早い時期の導入を目指す。

6. 平成24年度の取り組み

実施計画の策定や専用走行路の都市計画決定に向けた手続きなどに取り組むほか、シンポジウムを開催するなど市民の合意形成を図ります。

港 湾 課



港 湾

1 新潟港の沿革

元和2年 (1616年) 長岡城主堀直寄によって港町としての基礎が築かれる	平成5年 (1993年) 新潟～ウラジオストク客船航路開設
寛文11年 (1671年) 河村瑞賢により西廻り航路の寄港地に指定	平成6年 (1994年) 新潟ポートセンターが東港区に完成
明治元年 (1868年) 新潟港が五港(函館・新潟・神奈川・兵庫・長崎)の一つとして開港	平成7年 (1995年) 大連, 天津, 上海を結ぶ中国航路開設 日本海側唯一の中核国際港湾として位置づけられる 東港区西ふ頭にガントリークレーン2号機完成
明治29年 (1896年) 西突堤の建設工事開始	平成8年 (1996年) 新潟港が国から輸入促進地域(FAZ)の指定を受ける(3月) 新潟港と大連港の間で友好港協定締結(6月) 東港区西ふ頭に国際海上コンテナターミナルが供用開始 (暫定-12mで供用 9月) 東港区西ふ頭にガントリークレーン3号機完成
明治42年 (1909年) 大河津分水事業の工事開始(1922年通水)	平成9年 (1997年) 新潟東港コンテナターミナル管理棟完成(11月)
大正4年 (1915年) 市営により県営ふ頭地区の修築工事開始(1926年完成)	平成10年 (1998年) 東港区西ふ頭地区にFAZ施設の定温薫蒸庫と定温庫が 供用開始(4月)
大正12年 (1923年) 新潟臨港会社により臨港ふ頭地区の築港工事開始 (1926年完成)	平成11年 (1999年) 北朝鮮, 韓国, 新潟を結ぶ北東アジア航路開設(8月)
昭和4年 (1929年) 日満航路開始 対岸貿易の門戸として栄える	平成12年 (2000年) 新潟港港湾計画改訂(7月) 「新潟みなとトンネル」貫通(8月)
昭和26年 (1951年) 重要港湾に指定	平成13年 (2001年) 北米東岸航路開設
昭和27年 (1952年) 航行安全宣言	平成14年 (2002年) 「新潟みなとトンネル」, 「柳都大橋」供用開始(5月)
昭和30年 (1955年) 海岸決壊 地盤沈下が激しくなる	平成15年 (2003年) 万代島地区に「朱鷺メッセ(コンベンション複合施設)」が開業 (5月)
昭和38年 (1963年) 東港区建設工事が太郎代地区において開始	平成16年 (2004年) 東港区に大型エックス線検査装置を配備(3月) 東港区西ふ頭にガントリークレーン4号機完成
昭和39年 (1964年) 関屋分水路事業の工事開始 新潟地震発生 港湾施設も壊滅的被害をこうむる	平成17年 (2005年) 「新潟みなとトンネル」全線開通(7月) 「市道中央3-176号線(海岸道路)」開通(7月)
昭和42年 (1967年) 特定重要港湾に指定	平成18年 (2006年) 東港区ガントリークレーン強風により倒壊(11月)
昭和44年 (1969年) 東港区開港	平成19年 (2007年) 東港区臨港地区指定(3月)
昭和47年 (1972年) 関屋分水路通水	平成20年 (2008年) 東港区ガントリークレーン5号機供用開始(5月)
昭和55年 (1980年) 外航コンテナ船就航(トランスシベリアコンテナ航路)	平成22年 (2010年) 東港西ふ頭4号岸壁の一部を供用開始(5月) (計画250mのうち120m)
昭和56年 (1981年) 万代島ふ頭 旅客上屋等が完成・供用開始	平成23年 (2011年) 日本海側拠点港(総合的拠点港, 国際コンテナ港, LNG港 に選定(11月))※LNG港は直江津港と連名
昭和58年 (1983年) 東港区LNGバース供用開始	
昭和59年 (1984年) 東港区重量物荷役機械(ガントリークレーン)供用開始 内航コンテナ定期航路(日本海ライン)就航	
昭和61年 (1986年) 新潟港港湾計画改訂(6月)	
昭和62年 (1987年) 東港区コンテナヤードの上屋が完成・供用開始	
昭和63年 (1988年) 東港区東ふ頭に-14m岸壁が完成(-13mで供用) 台湾, 香港, 韓国を結ぶ東南アジアコンテナ航路開設 韓国釜山港との間に釜山航路開設	
平成2年 (1990年) 東港区中央ふ頭に-13m岸壁が完成・供用開始	
平成4年 (1992年) 新潟港とウラジオストク港の間で姉妹港協定締結	

港湾課

2 港湾施設

港図-1

新潟港西港区



港表-1

主要係留施設一覧

番号	名称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	臨港ふ頭(民営)	1,657	-8.0~-11.0	8
②	山の下ふ頭 北側岸壁	330	-9.0	2
③	山の下ふ頭 南側岸壁	260	-7.5	2
④	北ふ頭岸壁	427	-7.5~-9.5	3
⑤	東ふ頭岸壁	231	-7.5	2
⑥	中央ふ頭 北側岸壁	294	-9.5	2
⑦	中央ふ頭 先端岸壁	137	-7.5	1
⑧	中央ふ頭 南側岸壁	307	-7.5	2
⑨	南ふ頭岸壁	288	-7.5	2
⑩	万代島ふ頭	1,033	-5.5~-7.5	9

港図-2

新潟港東港区



港表-2

主要係留施設一覧

番号	名称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	新潟LNGバース(民営)	ドルフィン	-14	1
②	東3号さん橋	ドルフィン	-13	1
③	東1号さん橋	ドルフィン	-13	1
④	西1号～3号さん橋	776	-7.5	6
⑤	中央ふ頭岸壁	232	-13	1
⑥	全農バース1号～2号岸壁(民営)	457	-13 -7.0	1 2
⑦	新日鉄バース(民営)	250	-7.5	2
⑧	西ふ頭コンテナ1号～2号岸壁	130 185	-7.5 -10	1 1
⑨	西ふ頭コンテナ3号岸壁	350	-12(-14)	1
⑩	西ふ頭コンテナ4号岸壁	500	-12	2
⑪	南ふ頭木材岸壁(計画)	240	-12	1
⑫	南ふ頭木材1号～2号岸壁	370	-10	2
⑬	全農サイロバース	100	-6	1
⑭	東ふ頭1号岸壁	280	-13(-14)	1
⑮	東ふ頭2号～3号岸壁(計画)	240 170	-12 -10	1 2
⑯	日石ガスAバース	150	-6	1
⑰	中央ふ頭東1号～2号岸壁	520	-13	2

3 新潟港コンテナ航路

港表-3

※平成24年5月10日現在

航路名 船社名(総代理店)	配船日	寄港地 (新潟からの標準日数)
釜山航路		
高麗海運 (高麗海運ジャパン) H3.9(H20.1 改編)	週1便 (水)	新潟(水)→秋田(木)→釜山(土・日)→金沢(月)→富山(火)→(新潟)
日本郵船 (NYK Container Line(株)) H18.8(H22.11 改編)	週1便 (木)	新潟(木)→釜山(土)→富山(月)→苫小牧(火・水)→(新潟)
長錦商船 (シノコー成本) H19.6(H23.9 改編)	週1便 (火)	新潟(火)→直江津(水)→富山(水)→釜山(金・土)→秋田(月)→(新潟)
興亜海運 (三栄海運) H6.7(H23.5 改編)	週1便 (日)	新潟(日)→秋田(月)→釜山(水・木)→富山(土)→(新潟)
中国・釜山航路		
STX Pan Ocean (STXコンテナ日本) H9.2(H19.10 改編) 天敬海運 (CKマリタイム) H19.10	週1便 (金)	新潟(金)→直江津(土)→富山(日)→浦項(火)→釜山(火・水)→蔚山(水)→光陽(木)→天津 新港(土・日)→大連(月)→釜山(水)→浦項(水)→(新潟)
南星海運 (南星海運ジャパン) H18.12(H24.4 改編)	週1便 (金)	新潟(金)→苫小牧(土・日)→釧路(日・月)→釜山(水・木)→蔚山(木)→光陽(金)→大連(土・ 日)→青島(月)→光陽(火)→釜山(水)→(新潟)
南星海運 (南星海運ジャパン) H13.5(H24.4 改編)	週1便 (月)	新潟(月)→苫小牧(火・水)→八戸(水・木)→函館(木)→釜山(日)→蔚山(日)→光陽(月)→寧 波(火・水)→上海(水・木)→釜山(金・土)→(新潟)
興亜海運 (三栄海運) H23.7 高麗海運 (高麗海運ジャパン) H23.7	週1便 (木)	新潟(木)→秋田(金)→蔚山(月)→釜山(月)→光陽(水)→青島(金)→大連(土)→釜山(火・水)→(新 潟)
中国航路		
神原汽船 H7.5(H20.7 改編)	週1便 (水)	新潟(水)→富山(木)→小樽(土)→富山(月)→金沢(火)→上海(金)→境港(月)→金沢(火)→ (新潟)
神原汽船 H15.5(H24.3 改編)	週1便 (月)	新潟(月)→富山(火)→金沢(水)→天津新港(日)→大連(火)→青島(水)→舞鶴(土)→(新潟)
ザルビノ・渾春航路		
飯野港運 H23.8	不定期	新潟-ザルビノ-新潟



4 港 湾 統 計

港表 - 4 入 港 船 舶 (平成22年) (単位:千トン)

年 次	合 計		外航船		内航船	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
平成16年	11,133	58,484	1,476	16,526	9,657	41,958
平成17年	11,071	58,126	1,597	16,831	9,474	41,295
平成18年	10,871	57,544	1,464	17,212	9,407	40,332
平成19年	10,787	47,896	1,431	17,869	9,356	30,027
平成20年	10,942	46,620	1,429	17,594	9,513	29,026
平成21年	9,806	43,042	1,090	15,302	8,716	27,740
平成22年	9,647	42,716	1,138	15,411	8,509	27,305

港表 - 5 国籍別入港船舶 (平成22年)

国 籍	隻数(隻)	総トン数(千トン)
日 本	13,603	29,237
パ ナ マ	223	2,971
マ レ ー シ ア	29	1,970
バ ハ マ	141	1,638
韓 国	175	1,568
シンガポール	66	988
オーストラリ	7	735
そ の 他	476	3,737
合 計	14,720	42,844

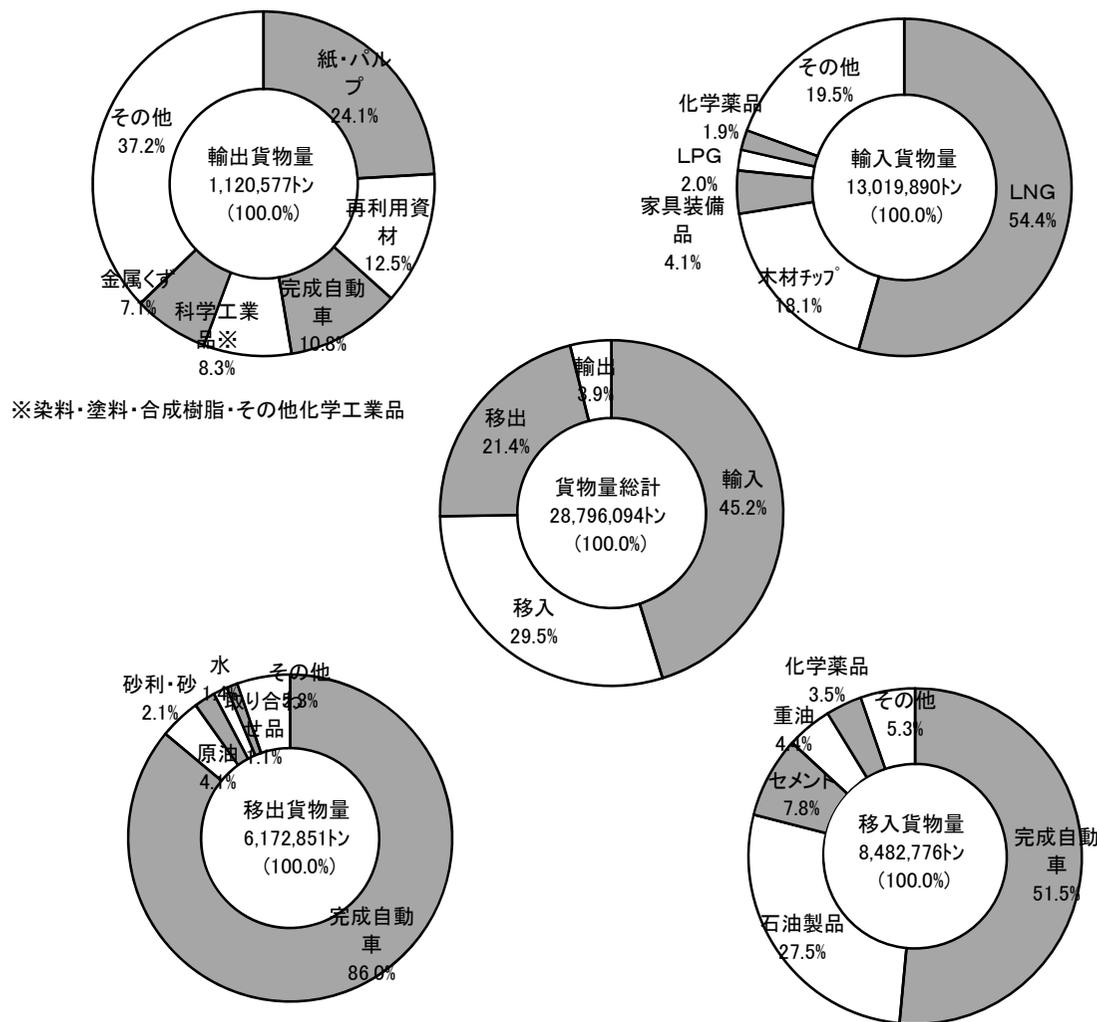
港表 - 6 船 舶 乗 降 人 員 (平成22年) (単位:人)

年次	合 計			外国航路			内国航路		
	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船
平成16年	1,689,315	854,702	834,613	3,928	2,017	1,911	1,685,387	852,685	832,702
平成17年	1,689,947	849,704	840,243	4,612	2,378	2,234	1,685,335	847,326	838,009
平成18年	1,635,210	823,240	811,970	3,942	2,150	1,792	1,631,268	821,090	810,178
平成19年	1,531,711	774,806	756,905	1,460	730	730	1,530,251	774,076	756,175
平成20年	1,566,898	791,604	775,294	966	831	135	1,565,932	790,773	775,159
平成21年	1,545,937	775,935	770,002	2,357	1,027	1,330	1,543,580	774,908	768,672
平成22年	1,463,203	739,324	723,879	418	230	188	1,462,785	739,094	723,691

港表 - 7 出 入 貨 物 取 扱 量 (平成22年) (単位:千トン)

年 次	合 計			外国貿易			内国貿易		
	合 計	輸移出	輸移入	合 計	輸出	輸入	合 計	移出	移入
平成16年	31,973	8,113	23,860	14,093	744	13,349	17,880	7,369	10,511
平成17年	31,702	8,223	23,479	14,514	1,103	13,411	17,188	7,120	10,068
平成18年	32,509	8,627	23,882	15,388	1,473	13,915	17,121	7,154	9,967
平成19年	33,006	8,586	24,420	15,932	1,393	14,539	17,074	7,193	9,881
平成20年	32,072	7,868	24,204	16,455	1,397	15,058	15,617	6,471	9,146
平成21年	27,822	7,066	20,756	13,372	956	12,416	14,450	6,110	8,340
平成22年	28,796	7,294	21,503	14,141	1,121	13,020	14,656	6,173	8,483

港表 - 8 出入貨物構成 (平成22年)



港表 - 9

輸出貨物仕向国別表 (平成22年)

(単位: トン)

仕向国	貨物量
中国	372,478
韓国	257,941
台湾	64,538
香港	63,992
マレーシア	58,532
ベトナム	49,033
タイ	35,025
その他29カ国	219,038
合計	1,120,577

港表 - 10

輸入貨物仕出国別表 (平成22年)

(単位: トン)

仕出国	貨物量
マレーシア	3,131,318
オーストラリア	2,265,717
カタール	1,690,273
中国	1,381,602
南アフリカ	731,073
インドネシア	382,370
韓国	282,928
その他24カ国	3,154,609
合計	13,019,890

港表 - 1 1

外貿コンテナ貨物量（航路別）（平成22年）

（単位：トン）

年 次	合 計			東南アジア航路			釜山航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成16年	2,161,034	385,178	1,775,856	336,027	69,722	266,305	785,031	219,986	565,045	1,039,976	95,470	944,506	0	-	-
平成17年	2,120,064	438,822	1,681,242	275,945	62,741	213,204	854,005	285,833	568,172	990,114	90,248	899,866	0	-	-
平成18年	2,280,710	494,850	1,785,860	274,247	76,287	197,960	898,281	303,959	594,322	1,108,182	114,604	993,578	0	-	-
平成19年	2,290,128	527,893	1,762,235	292,705	92,931	199,774	788,686	279,951	508,735	1,208,737	155,011	1,053,726	0	-	-
平成20年	2,166,772	498,917	1,667,855	225,032	73,196	151,836	647,559	214,690	432,869	1,291,804	209,357	1,082,447	2,377	1,674	703
平成21年	2,192,847	617,313	1,575,534	196,561	62,013	134,548	653,494	243,847	409,647	1,341,975	310,829	1,031,146	817	624	193
平成22年	2,566,378	789,402	1,776,976	207,011	59,840	147,171	826,857	332,081	494,776	1,532,507	397,478	1,135,029	3	3	0

港表 - 1 2

外貿実入りコンテナ取扱個数（航路別）（平成22年）

年 次	合 計			東南アジア航路			釜山航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成17年	100,582	22,206	78,376	12,570	3,071	9,499	43,474	14,630	28,844	44,538	4,505	40,033	0	0	0
平成18年	105,770	24,902	80,868	12,791	3,850	8,941	44,448	15,635	28,813	48,531	5,417	43,114	0	0	0
平成19年	105,861	26,933	78,928	13,270	4,635	8,635	52,988	16,826	36,162	39,603	5,472	34,131	0	0	0
平成20年	103,417	25,682	77,735	10,418	3,832	6,586	63,845	16,642	47,203	29,054	5,139	23,915	100	69	31
平成21年	102,278	31,973	70,305	8,805	3,239	5,566	65,192	21,131	44,061	28,242	7,573	20,669	39	30	9
平成21年	120,514	41,021	79,493	9,342	3,170	6,172	75,509	26,900	48,609	35,661	10,949	24,712	2	2	0
平成22年	120,512	41,019	79,493	9,342	3,170	6,172	39,857	17,468	22,389	71,311	20,379	50,932	2	2	0

TEU：20フィートコンテナ（長さ約6m）に換算して表されるコンテナ取扱個数の単位

港 湾 課

5 平成24年度 港湾課 主要事業概要

組織目標

新潟港の利用促進・活性化に向け、貨物航路や荷主の支援・セールス、帆船・客船の誘致・セールス活動、港湾整備の促進、港湾空間の利活用等について、国・県をはじめ関係団体・市民などと連携して取り組むことで、環日本海圏における本市の拠点性の強化を図るとともに、地域経済の活性化に寄与します。

目標	主な事業	参考・補足
新潟港の日本海拠点港選定を受け、新潟港将来計画の着実な実現を促進します。	新潟港利用活性化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国・県要望 ・集荷促進（ポートセールス） ・荷主向けインセンティブ拡充 	新潟港将来計画（H24計画） <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナターミナル運営民営化 ・東港西ふ頭4号岸壁全供用 ・コンテナヤード拡充 ・東港貨物鉄道接続整備着手
港の機能を強化して利便性を高めるとともに、新たな貨物を開拓し港を利用活性化することで、地域経済を発展させます。	新潟港利用活性化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・集荷促進（ポートセールス） ・荷主向けインセンティブ拡充 	
日本海横断航路の拡充を促進します。	新潟港利用活性化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・日本海横断航路の支援 ・日本海横断航路の荷主向けインセンティブ新設 	
新潟港の日本海拠点港（総合的拠点港）選定をふまえ、新潟西港の交流拠点化を推進します。	万代島にぎわい空間創造事業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協跡地の利用計画策定 新潟港利用活性化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ客船の誘致推進 新潟港海岸利用環境整備推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟港海岸ビーチふれあい事業 	

空 港 課



1. 新潟空港航空路線の経緯

昭和33. 3.	新潟空港, 米国空軍の接取解除となり日本政府に返還	11. 7. 16	新潟ー福岡線就航 (エアーニッポン 2便/日)
33. 6.	新潟ー東京間定期路線開設 (全日本空輸, 40年12月日本国内航空に委譲)	11. 7. 30	新潟ーイルクーツク線再開 (エアフロート・ロシア航空 夏季運航1便/週)
33. 8.	新潟ー佐渡間不定期路線開設 (富士航空)	11. 10. 31	新潟ーソウル線 5便/週
39. 6.	新潟ー札幌間定期路線開設 (日本国内航空)	12. 6. 7	新潟ーハルビン線 3便/週
39. 6.	新潟ー大坂間定期路線開設 (")	12. 7. 1	新潟ー関西国際港間定期路線休止 (日本エアシステム)
42. 6.	小松ー新潟ー丘朱間定期路線開設 (全日本空輸)	12. 9. 24	新潟ーハバロフスク貨物専用便再開 (アロフロート・ロシア航空)
47. 11. 1	新潟空港ターミナルビル新築	13. 2. 1	新潟ーグアム線 2月~3月 4便/週
48. 6. 15	新潟ーハバロフスク間定期路線開設 (日本航空 1便/週, アロフロート 1便/週)	13. 3. 26	新潟ー上海/西安線 臨時便上海間2便/週増便
48. 6. 15	国内定期路線 (札幌, 東京線) にジェット旅客機就航	13. 3. 31	新潟ー花巻線休止 (J-AIR)
49. 8. 10	新潟ー佐渡間定期路線開設 (日本近距離航空)	13. 7. 24	新潟ーハバロフスク線 (ダリアピア航空) 夏季1便増し, 3便/週
51. 9. 1	新潟ー大坂線 3便/日	13. 9. 2	新潟ーソウル線 (大韓航空) 機材大型化
52. 6. 1	新潟ー札幌線 夏季 2便/日	13. 10. 28	新潟ーハルビン線 (中国北方航空) 1便増し, 3便/週
52. 7. 1	新潟ー名古屋間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日)	13. 12. 1	新潟ー伊丹線 (日本エアシステム) 1便増し, 4便/日
52. 10. 1	新潟ー大坂線にジェット便1便就航	14. 3. 19	新潟ー佐渡線 (旭伸航空) 2機体制によりデイリー化
54. 3. 1	小松ー新潟ー丘朱間定期路線休止 (全日本空輸)	14. 3. 31	新潟ーホノルル線 (JALウェイズ) 季節運航に変更
54. 12. 12	新潟ーソウル間定期路線開設 (日本航空 1便/週, 大寒航空)	14. 4. 1	新潟ー名古屋・広島西線 (J-AIR) 機材リージョナルジェット化
54. 12. 26	新潟ー仙台間定期路線開設 (全日本空輸)	15. 4. 1	新潟ー札幌線就航 (日本エアシステム 1便/週)
55. 9. 30	新潟ー佐渡間定期路線廃止 (日本近距離航空)	15. 4. 1	新潟ー福岡線就航 (日本エアシステム 1便/週)
55. 10. 1	新潟ー佐渡間不定期路線運航 (新中央航空)	15. 4. 30	新潟ー上海/西安線 (中国東方航空) 新潟ー上海間1便増便し, 3便/週
56. 7. 1	新潟ー福岡間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日)	15. 11. 1	新潟ーホノルル運休 (日本航空)
56. 12.	新潟空港B滑走路2,000mに延長供用開始	15. 11. 1	新潟ー福岡線休止 (日本エアシステム)
57. 11. 15	上越新幹線開通 (新潟ー東京等に影響でる。)	16. 1. 22	新潟ー女満別線休止 (日本航空)
58. 9. 1	新潟ー東京間定期路線休止, 昭和61年9月廃止 (東亜国内航空)	16. 1. 22	新潟ー旭川線休止 (日本航空)
59. 3. 1	新潟ー大坂線 4便/日	16. 7. 10	新潟ーイルクーツク線再開 (シベリア航空 1便/週 季節運航9月まで)
62. 2. 1	新潟ー福岡間定期路線休止 (全日本空輸)	16. 8. 1	新潟ーソウル線協同運航開始 (大韓航空)
62. 3. 1	新潟ー名古屋線 2便/日		(11月15日から平成17年1月4日まで (日本航空/全日本空輸)
62. 9. 1	新潟ー大坂線 5便/日	16. 10. 24	新潟ー羽田線臨時運便~平成17年1月4日まで (日本航空/全日本空輸)
63. 2.	新潟ーソウル線 大韓航空 3便/週	16. 10. 31	新潟ーソウル線毎日運航 (大韓航空)
63. 6.	新潟ーハバロフスク線, アロフロート 2便/週		(11月15日から平成17年1月31日まで中越大地震の影響により5便/週運航)
平成 2. 8. 24	新潟空港拡張整備 (B滑走路2,500m延長) 工事着工	16. 11. 1	新潟ー札幌線休止 (日本航空)
2. 10. 15	新潟ーハバロフスク貨物便 3便/週	17. 2. 17	新潟ー広島西線休止 (J-AIR)
2. 11. 3	新潟ーソウル線 大韓航空 4便/週 (日航とあわせ 5便/週に)	17. 2. 17	新潟ー名古屋 (小牧) 線 (J-AIR 2便増便し, 3便/日)
3. 1. 24	新潟空港ターミナルビル国際線専用施設完成	17. 2. 17	新潟ー名古屋 (中部) 線開設 (全日本空輸 3便/日)
3. 4. 12	新潟ーハバロフスク, アロフロート 3便/週 (日航とあわせ 4便/週に)	17. 10. 1	新潟ー大阪 (伊丹) 線 (全日本空輸 1便増便し, 3便/日) 路線計7便/日
3. 6. 12	新潟ーイルクーツク間定期路線開設 (エアフロート 1便/週)	17. 11. 1	新潟ー大阪 (伊丹) 線就航 (日本エアコミューター 1便/日) 路線計8便/日
3. 7. 20	新潟ー大坂線, 夏季ジェット便 4便/日	18. 2. 16	新潟ー神戸線開設 (全日本空輸) 2便/日
4. 3. 1	新潟ー仙台間定期路線休止 (全日本空輸)	18. 3. 26	新潟ー上海線 (中国東方航空) 1便減便し, 2便/週
4. 11. 20	新潟ー福岡間定期路線再開 (全日本空輸 1便/日)	18. 6. 1	新潟ー神戸線 (全日本空輸) 1便減便し, 1便/日
5. 4. 1	新潟ーウラジオストク間定期路線開設 (エアフロート 2便/週)	18. 7. 21	新潟ー大阪 (伊丹) 線 (全日本空輸 1便増便し, 4便/日) 路線計9便/日
5. 11. 1	新潟ー小松ーソウル線休止 (日本航空) (大韓航空 4便/週に)	19. 6. 13	新潟ー神戸線休止 (全日本空輸)
6. 3. 1	新潟ー広島間コミューター路線開設 (J-AIR 1便/日)	19. 7. 16	新潟ー羽田線臨時運便 (全日本空輸) (中越沖地震の影響により臨時運航)
6. 3. 31	新潟ー佐渡間不定期路線廃止 (新中央航空)	19. 7. 17	新潟ー羽田線臨時運便 (日本航空) (中越沖地震の影響により臨時運航)
6. 9. 4	新潟ー関西国際港間定期路線開設 (日本エアシステム 2便/日)	19. 11. 1	新潟ー中部国際線 (全日本空輸) 1便減便し, 2便/日
7. 2. 3	新潟ー小松コミューター路線開設 (J-AIR 3便/日)	20. 4. 1	新潟ー福岡線 (全日本空輸) 1便減便し, 1便/日
7. 11. 1	新潟ー沖縄間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日 季節運航3月迄)	20. 9. 19	新潟ー佐渡線 (旭伸航空) 1便減便し, 2便/日
8. 3. 28	新潟空港B滑走路2,500mに延長供用開始	20. 9. 22	新潟ーハバロフスク線休止 (ダリアピア航空)
8. 3. 31	新潟ーハバロフスク線廃止 (日本航空)	20. 10. 1	新潟ーハバロフスク線就航 (ウラジオストク航空 2便/週)
8. 4. 1	新潟ー函館間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日 季節運航10月迄)	20. 10. 1	新潟ー佐渡線休止 (旭伸航空)
8. 4. 27	新潟ー佐渡間コミューター路線開設 (旭伸航空 4便/日)	21. 3. 1	新潟ー大阪 (伊丹) 線 (日本エアコミューター 1便増便し, 4便/日) 路線計10便/日
8. 6. 2	新潟ー女満別間定期路線開設 (日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)	21. 4. 1	新潟ー札幌線就航 (北海道国際航空 2便/日) 全日本空輸と共同運航
8. 7. 11	新潟空港新ターミナルビル開業	21. 6. 1	新潟ー沖縄線 (全日本空輸) 通年運航
8. 7. 11	新潟空港運用時間13時間化 (7:30~20:30)	22. 3. 28	新潟ーハバロフスク線 (ウラジオストク航空) 1便減便し, 1便/週
8. 7. 19	新潟ー札幌間定期路線開設 (日本航空 1便/日, 11/1~4/30. 4便/週)	22. 3. 28	新潟ーウラジオストク線 (ウラジオストク航空) 1便減便し, 1便/週
8. 10. 1	新潟ー関西国際港間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日)	22. 6. 1	新潟ー沖縄線 (全日本空輸) 季節運航 (6~9月休止)
8. 10. 31	新潟ー小松間コミューター路線休止	22. 10. 31	新潟ー大阪 (伊丹) 線 (日本エアコミューター 2便減便) 路線計8便/日
8. 11. 1	新潟ー仙台間コミューター路線開設 (J-AIR 2便/日)		新潟ーハバロフスク線休止 (ウラジオストク航空)
9. 7. 6	新潟ーグアム定期チャーター便就航 (コンチネンタルマイクロネシア航空 7/6~9/24 2便/週)		新潟ーウラジオストク線休止 (ウラジオストク航空)
9. 11. 4	新潟ー西安定期チャーター便就航 (中国西北航空 11/4~11/21 2便/週)	22. 12. 19	新潟ーハバロフスク線再開 (ウラジオストク航空 1便/週)
9. 11. 24	新潟ー札幌間定期路線休止 (日本航空)	23. 1. 11	新潟ーウラジオストク線再開 (ウラジオストク航空 1便/週)
9. 12. 27	新潟ー花巻間コミューター路線開設 (J-AIR 1便/日)	23. 3. 27	新潟ー小牧線休止 (日本航空)
10. 3. 21	新潟ー上海/西安間定期路線開設 (中国西北航空 2便/週)	23. 3. 30	新潟ーハバロフスク線休止 (ウラジオストク航空)
10. 6. 1	新潟ーハルビン間定期路線開設 (中国北方航空 1便/週)		新潟ーウラジオストク線休止 (ウラジオストク航空)
10. 6. 1	新潟ー函館間定期路線休止 (全日本空輸)	23. 7. 1	新潟ー大阪 (伊丹) 線 (全日本空輸 1便増便し, 5便/日) 路線計9便/日
10. 7. 2	新潟ーグアム間定期路線開設 (コンチネンタルマイクロネシア航空 2便/週)	23. 7. 29	新潟ー佐渡線就航 (新日本航空 4便/日)
10. 7. 5	新潟ーウラジオストク線就航 (ウラジオストク航空 2便/週)	23. 10. 30	新潟ー福岡線就航 (フジドリームエアラインズ 1便/日) 路線計2便/日
10. 7. 17	新潟ー仙台間コミューター路線休止 (J-AIR)	24. 3. 25	新潟ー成田間定期路線開設 (全日本空輸 1便/日)
10. 7. 17	新潟ー名古屋間コミューター路線開設 (J-AIR 1便/日)		新潟ー名古屋 (小牧) 線就航 (フジドリームエアラインズ 1便/日)
10. 8. 17	新潟ーハルビン線 2便/週		新潟ー福岡線 (全日本空輸 1便増便し, 2便/日) 路線計3便/日
10. 12. 1	新潟ー関西国際港間定期路線休止 (全日本空輸)		新潟ー大阪 (伊丹) 線 (全日本空輸 1便増便し, 6便/日) 路線計10便/日
10. 12. 19	新潟ーホノルル間定期路線開設 (日本航空 1便/週)		新潟ー大阪 (伊丹) 線 (日本航空 1便減便し, 3便/日) 路線計9便/日
11. 6. 1	新潟ー旭川間定期路線開設 (日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)	24. 3. 26	新潟ー上海線 (中国東方航空) 2便増便し, 4便/週
11. 6. 14	新潟ーハバロフスク線就航 (ダリアピア航空 2便/週)		

2. 新潟空港利用状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位：人，%)

		平成23年度		平成22年度		対前年比		
		利用者数	利用率	利用者数	利用率	増減	比率	
国内線	札幌線	140,585	56.0%	148,453	59.1%	△ 7,868	94.7%	
	成田線	280	31.5%			280		
	佐渡線	3,705	41.7%			3,705		
	名古屋線	名古屋線	63,060	59.3%	89,557	47.3%	△ 26,497	70.4%
		中部国際	62,549	59.4%	55,723	52.3%	6,826	112.2%
	名古屋(小牧)	511	43.5%	33,834	40.8%	△ 33,323	1.5%	
	大阪線(伊丹)	362,250	65.0%	393,556	61.7%	△ 31,306	92.0%	
	福岡線	66,850	53.8%	57,624	62.7%	9,226	116.0%	
	沖縄線	38,311	56.9%	36,594	61.5%	1,717	104.7%	
	臨時・チャーター便	53	17.8%	670	94.2%	△ 617	7.9%	
国内計	675,094	60.4%	726,454	59.0%	△ 51,360	92.9%		
国際線	ハバロフスク線			4,509	35.3%	△ 4,509		
	ウラジオストク線	875	42.9%	6,320	49.6%	△ 5,445	13.8%	
	ソウル線	107,202	78.5%	100,717	79.4%	6,485	106.4%	
	ハルビン線	35,276	57.3%	40,969	61.5%	△ 5,693	86.1%	
	上海線	17,163	64.4%	18,886	64.8%	△ 1,723	90.9%	
	グアム線	12,389	57.3%	14,200	56.8%	△ 1,811	87.2%	
	小計	172,905	69.6%	185,601	67.9%	△ 12,696	93.2%	
	チャーター便	(69便)		(62便)		(7便)		
		10,877	80.8%	8,597	81.2%	2,280	126.5%	
国際計	183,782	70.2%	194,198	68.4%	△ 10,416	94.6%		
合計	858,876	62.3%	920,652	60.8%	△ 61,776	93.3%		

(利用率 = 利用者数 / 提供座席数)

【全体】

平成23年度の新潟空港利用者数は、対前年比93.3%の85万9千人となった。東日本大震災による旅行需要の低迷や、路線の運休、機材の小型化などの影響により、全体の利用者数は減少した。

【国内線】

国内線全体での利用者数は、対前年比92.9%の67万5千人となった。小牧線の運休、大阪線が6月まで前年度と比べ2便減便されたことなどにより、国内線全体の利用者数は減少した。

しかしながら、佐渡線の運航再開(7月29日～)やフジドリームエアラインズの福岡線新規就航(10月30日～)、大阪線が7月から1便増便されたことなどにより、利用者数は回復傾向にある。

【国際線】

国際線全体での利用者数は、対前年比94.6%の18万4千人となった。震災によるロシア線の運休(ウラジオストク線は7月15日～8月26日の間運航)、グアム線の運休(5月13日～7月11日)などにより、国際線全体の利用者数は減少した。

ソウル線は、夏場以降の廉価版商品の打ち出しや円高ウォン安、機材の大型化(11月～)などにより過去最高の利用者数となった。(これまではH20年度の102,248人が最高記録)

3. 新潟空港定期航空路線（平成24年4月1日現在）

○国内線

路線	航空会社	航空機	座席数	往復	備考	
新潟－札幌	北海道国際航空 (HD) 全日本空輸 (NH)	B737-500 DHC8-Q400	126席 74席	(※) 2 / 日 1 / 日	※共同運航 6月～9月は全日本空輸 (NH) により1往復増 7月13日から日本航空 により2往復増	
新潟－成田	全日本空輸 (NH)	DHC8-Q400	74席	1 / 日		
新潟－佐渡	新日本航空 (NJ)	BN-2	9席	4 / 日		
新潟 －名古屋	中部国際	全日本空輸 (NH)	DHC8-Q400	74席	2 / 日	
	名古屋(小牧)	ﾌﾞﾘｯｸﾞﾄﾞﾘｰﾑｴｱﾗｲﾝｽﾞ (JH) 日本航空 (JL)	E75	84席	1 / 日	※共同運航 5月7日から1往復増
新潟－大阪 (伊丹)	日本航空 (JL)	E70	76席	3 / 日		
	全日本空輸 (NH)	B737-700 DHC8-Q400	126席 74席	6 / 日		
新潟－福岡	全日本空輸 (NH)	B737-500	126席	1 / 日		
	ﾌﾞﾘｯｸﾞﾄﾞﾘｰﾑｴｱﾗｲﾝｽﾞ (JH) 日本航空 (JL)	E75	84席	1 / 日	※共同運航	
新潟－沖縄	全日本空輸 (NH)	B737-500	126席	1 / 日	10月から5月運航	

○国際線

路線	航空会社	航空機	座席数	往復	備考
新潟－ハバロフスク	ｸﾞﾗｼﾞｵｽﾄｸ (XF)				運休中
新潟－ウラジオストク	ｸﾞﾗｼﾞｵｽﾄｸ (XF)				運休中
新潟－ソウル	大韓航空 (KE) 日本航空 (JL) デルタ航空 (DL)	B737-900	187席	7 / 週	毎日運航 ※共同運航
新潟－ハルビン	中国南方 (CZ)	A320	151席	4 / 週	月・水・金・日 運航
新潟－上海	中国東方 (MU) 日本航空 (JL)	A319	120席	4 / 週	月・水・金・土 運航 ※共同運航
新潟－グアム	ｴｱｲﾝﾀﾞｯﾄﾞ (UA) 全日本空輸 (NH)	B737-800	155席	2 / 週	火・金 運航

4. 新潟空港航空貨物輸送実績(平成23年度)

(単位：トン)

貨物	国内線	発送	平成23年度	平成22年度	対前年比	
			増減	比率		
物	国内線	到着	155	199	△ 44	77.9%
		小計	318	383	△ 65	83.0%
		国際線	発送	128	206	△ 78
	到着	206	257	△ 51	80.2%	
	小計	334	463	△ 129	72.1%	
	小計	652	846	△ 194	77.1%	
国内郵便			189	195	△ 6	96.9%
合計			841	1,041	△ 200	80.8%

○路線図



4. 航空機騒音防止対策

(単位:件,台,千円)

航空機騒音対策は、大別すると発生源対策、空港構造の改良、空港周辺対策の3つに分けられており、それぞれの対策を総合的に実施することにより、航空機騒音に係る環境基準を達成することになっている。

このうち、発生源対策、空港構造の改良については、空港の設置者である国(国土交通省)が直接実施しているものである。

空港周辺対策については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、住宅防音工事に対する助成措置がとられている。

また、住宅防音工事により設置された空調機器で、設置後10年以上経過し更新工事を行うものに対する助成措置がとられている。

なお、国は航空機の低騒音化や騒音軽減運航方法の改善などの騒音対策が進んできたことから、特定飛行場の騒音対策区域の見直しを行い、新潟空港は平成24年4月1日から見直し後の区域が適用された。これまでに比べ対象地域・世帯が減少することとなり、騒音対策区域はすべて第1種区域となった(第2種・第3種区域:平成24年10月1日解除)。

年度	住宅騒音防止工事					空調機器更新工事					
	工事实施世帯数	国庫補助金	県補助金	市補助金	計	工事实施世帯数	工事实施台数	国庫補助金	県補助金	市補助金	計
52~6	1,993	5,299,908	20,165	20,195	5,340,268	1,413	2,444	810,843	184,782	184,782	1,180,407
7	1	2,226	0	0	2,226	112	199	65,636	14,674	14,674	94,984
8	4	17,021	499	499	18,019	28	49	16,159	3,784	3,784	23,727
9	4	11,566	224	224	12,014	19	32	11,623	2,683	2,683	16,989
10	4	16,946	334	334	17,614	9	14	5,271	1,124	1,124	7,519
11	4	7,527	10	10	7,547	43	75	19,320	5,484	5,485	30,289
12	1	5,709	188	188	6,085	22	41	9,351	2,756	2,756	14,863
13	0	0	0	0	0	39	81	17,393	4,802	4,802	26,997
14	0	0	0	0	0	86	241	51,395	13,995	13,995	79,385
15	0	0	0	0	0	112	283	38,220	11,430	11,430	61,080
16	1	2,690	81	81	2,852	211	467	58,699	16,004	16,005	90,708
17	0	0	0	0	0	234	472	55,010	9,357	9,357	73,724
18	1	4,931	174	174	5,279	167	352	41,524	6,948	6,948	55,420
19	0	0	0	0	0	115	235	26,110	4,465	4,465	35,040
20	0	0	0	0	0	63	130	12,828	2,326	2,326	17,480
21	0	0	0	0	0	47	87	8,874	1,764	1,764	12,402
22	0	0	0	0	0	65	119	9,641	3,383	3,535	16,559
23	1	612	0	0	612	91	138	11,087	3,886	3,887	18,860
合計	2,014	5,369,136	21,675	21,705	5,412,516	2,876	5,459	1,268,984	293,647	293,802	1,856,433



平成24年度 空港課 主要事業

事業名	事業の概要
新潟空港利用活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港の特色ある路線をはじめとする定期路線の維持を図るとともに、既存航路の拡充、新規路線の開設に取り組む。 ○新潟空港の利便性をより多くの方から知ってもらうために、空港PRを強化し利用活性化に取り組む。
空港周辺環境対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅騒音防止対策事業〔国制度分〕 新潟空港周辺の防音工事実施住宅における空調機器更新工事。 ○ 電気料及び防音サッシ修理費助成事業〔県市独自対策〕 防音工事実施住宅に設置された空調機器の電気料助成、サッシ修理費助成を行う。
新潟空港整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟空港整備事業費負担金 国が実施する新潟空港施設整備等の工事費の一部を負担する。



新潟駅万代広場イメージ（駅2階デッキから東大通り方向を望む）

新潟駅周辺整備事務所



新潟駅南口広場（H21 供用）

I 新潟駅周辺整備について

1 事業目的

新潟駅周辺整備は、鉄道を挟んだ駅南北市街地の一体的な整備を図り、日本海側における国際交流拠点都市にふさわしい都市機能の強化に向けて、鉄道在来線の高架化や幹線道路、駅前広場などの都市基盤整備をはじめ、駅周辺市街地の総合的な整備を図るものです。

2 経緯

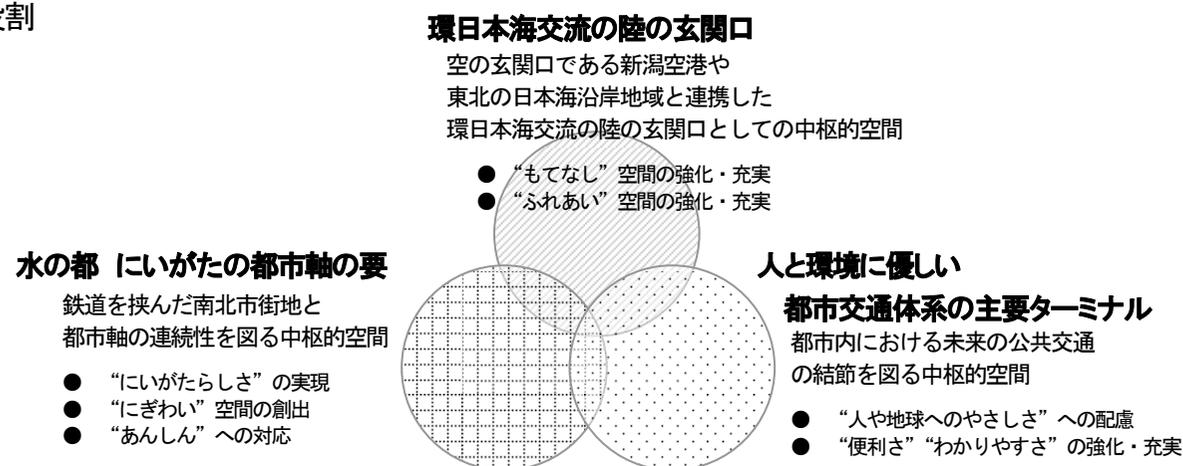
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none">国鉄分割民営化（新潟車両基地の移転決定により新潟駅周辺整備実現の可能性が浮上）鉄道連続立体交差化を含めた新潟駅周辺整備についての調査開始（調査主体：市）
平成4年度	<ul style="list-style-type: none">新潟駅周辺整備対策室設置新潟県・新潟市共同調査開始
平成6年度	<ul style="list-style-type: none">連続立体交差事業調査採択（調査主体：県）
平成9年度	<ul style="list-style-type: none">新潟駅周辺整備関係機関連絡調整会議設置「旧国鉄清算事業団用地」取得（3.0ha 125.4億円）
平成10年度	<ul style="list-style-type: none">「新潟駅周辺整備基本構想」の公表新潟駅周辺まちづくり懇談会、地元自治会長説明会、シンポジウム、アンケート調査等の実施
平成11年度	<ul style="list-style-type: none">基本構想周辺自治会等説明会の開催市民意見交換会「わいわいガヤガヤ駅サイト」開催
平成12年度	<ul style="list-style-type: none">連続立体交差事業着工準備採択（事業主体：県）新潟駅周辺計画課新設「新潟駅周辺整備計画策定方針」の公表まちづくり駅際都シンポジウムの開催
平成13年度	<ul style="list-style-type: none">新潟駅付近連続立体交差事業協議会設置新潟駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会設立「新潟駅周辺整備計画素案」の公表、説明会の開催（19回）「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」開始
平成14年度	<ul style="list-style-type: none">ワールドカップサッカー大会における交通・情報実験の実施及び総合都市情報システム基本計画案の作成「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」最優秀賞決定

平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 市議会「新潟駅連続立体交差事業及び総合交通体系調査特別委員会」設置 出張PRコーナーの開催、まちづくりセッションの開催 「都市計画素案の概要」説明会（9回）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場等基本設計 「将来の新潟駅駅前広場を考える市民の集いワークショップ」の開催 新潟駅駅前広場整備に関する出張PRコーナーの開催
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 「新潟駅周辺整備に関する都市計画素案」説明会開催（6回） 「新潟駅周辺整備計画」都市計画決定を告示
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路（新潟鳥屋野線・新潟駅西線・弁天線）都市計画事業認可 新潟駅付近連続立体交差事業 都市計画事業認可 「新潟駅南口広場実施設計ワークショップ」（3回）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市移行に伴い、新潟駅付近連続立体交差事業の事業主体が、県から市へ移管 都市計画道路（出来島上木戸線）事業認可 新潟駅付近連続立体交差事業計画変更事業認可 （「新潟駅新幹線・在来線共用ホーム整備事業」及びJR負担率変更（7%⇒8%）の認可） 市民による新潟駅南口広場活用計画づくりワークショップ（3回）
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民による新潟駅南口広場整備ワークショップ（3回） コネクターキューブ図柄の市民アンケート実施 新潟駅舎南側歩行者通路（ペDESTリアンデッキ）供用開始 新潟駅南口広場バスエリア供用開始
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅南口広場第一期工事完了 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（2回） 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業施設建築物竣工 新幹線高架下情報発信施設「情報ポケット新潟」供用開始
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 弁天線電線共同溝工事着手 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（4回）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅周辺整備の事業計画の見直し（工程、整備手順など） 信越、白新線方での仮線切換え（2線実施） 新潟鳥屋野線電線共同溝工事着手 新潟駅周辺整備関連道路事業検討会議開催（5回）

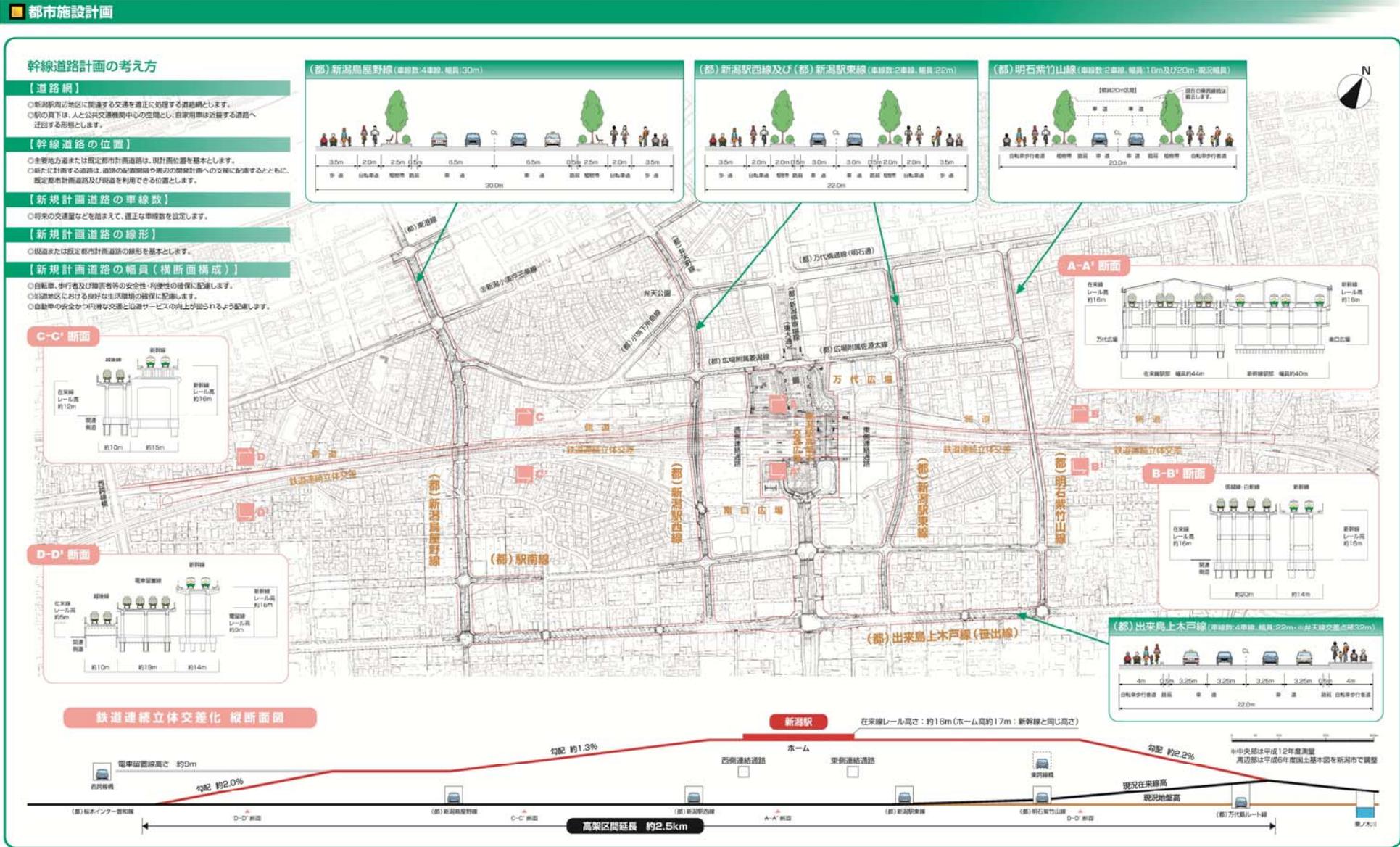
3 平成 24 年度事業概要

事業名	概要
幹線道路の整備	都市内交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、新潟鳥屋野線、出来島上木戸線等の整備を進めます。
連続立体交差事業	南北市街地の一体化を目的とした在来線の高架化に向け、駅部での仮ホームや幸町付近における電留線高架橋などの工事を進めます。
白山駅周辺整備事業	連続立体交差事業に伴う改良と合わせ、白山駅の駅舎・自由通路・駅前広場等の整備を行い、快適な交通拠点づくりを図ります。
市街地再開発事業	新潟駅周辺地区におけるまちづくりの支援を行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。
都市拠点形成事業	魅力的な都市拠点づくりを進めるために、関係機関との調整や各種調査・研究を行います。また、情報ポケット新潟を活用しながら、市民への情報発信や広報を行います。
万代広場の整備	広場全体の基本計画を見直すと共に、平成 26 年度 B R T 第 1 期導入に合わせた部分整備計画の策定を行います。

4 新潟駅周辺地区の役割



6 都市施設計画平面図



II 新潟駅周辺地区の市街地再開発事業について

1 弁天町地区第一種市街地再開発事業 (B工区) (0.28ha)

当地区は、昭和49年12月に再開発組合が設立され、昭和56年10月にはビジネスホテルをキーテナントとしたA工区が先行して竣工しました。

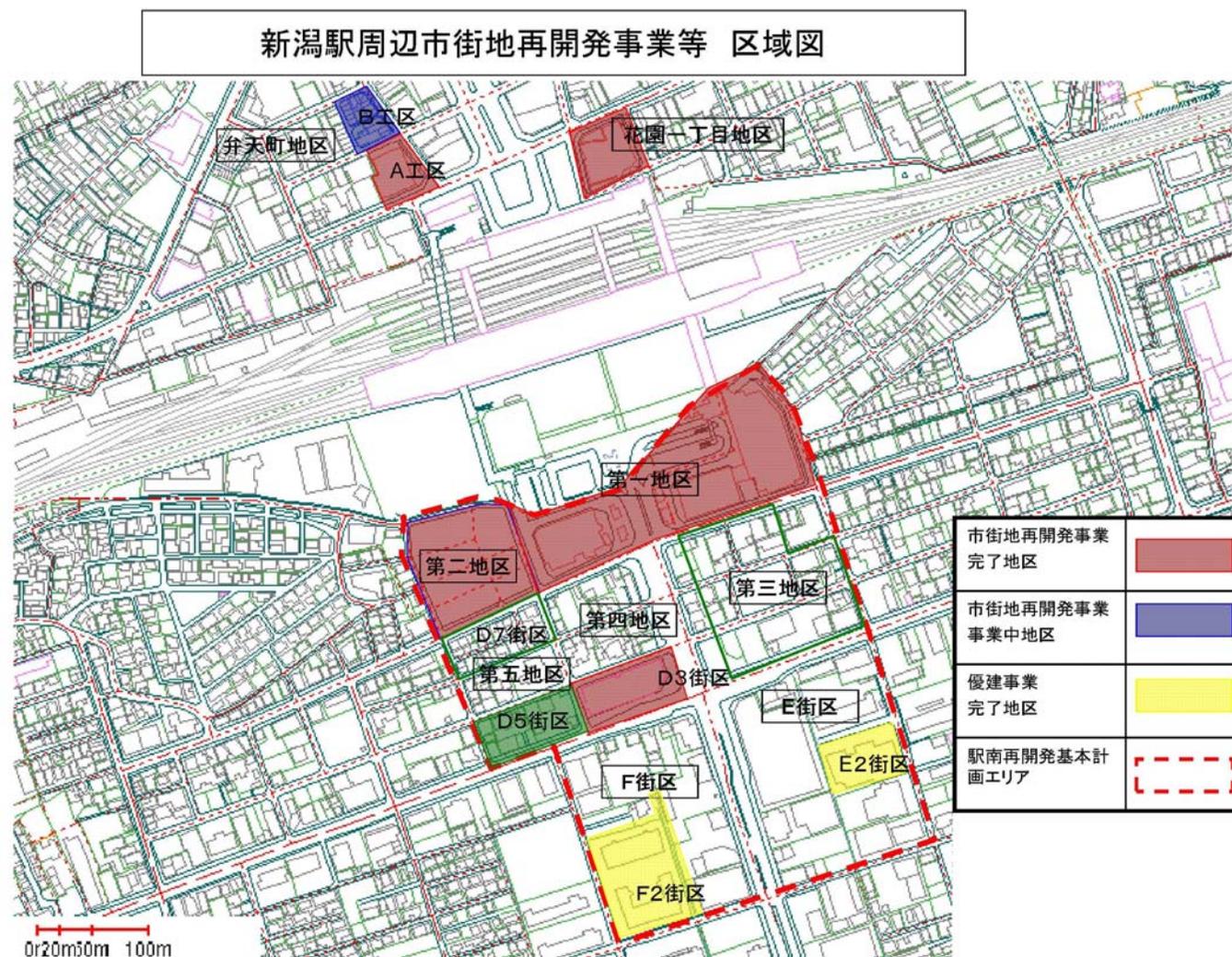
残されたB工区においてもデベロッパー誘致等の活動を行っており、平成12年度に基本計画、平成13年度には推進計画を作成し、事業化に向けた活動を行っています。

2 新潟駅南口地区の再開発事業

第五地区 (D7街区) は、平成10年12月に権利者による研究会組織が設立され、事業計画の調査検討及びデベロッパーの誘致等事業化に向けた検討を行っており、平成14年度には基本計画を作成しました。

現在、研究会は休会中ですが、年1回程度の役員情報交換を行っています。

その他の地区については、随時地権者と情報交換や協議を行うなど事業化に向けた支援を行っています。



技術管理センター

技術管理課

技術管理課は、新潟市の実施する公共工事に関する技術基準や設計・積算基準の作成などの事業を行っています。

1 土木・建築積算システムの管理

新潟市の発注する土木・建築工事の設計業務において、統一した単価・歩掛等を使用して積算を行うため、クライアントサーバシステムで構築された積算システムを運用しています。

土木工事の設計積算業務では、国土交通省が策定する「新土木工事積算大系」(※1)を採用しています。積算システムの概要は、右図のような体系となっています。

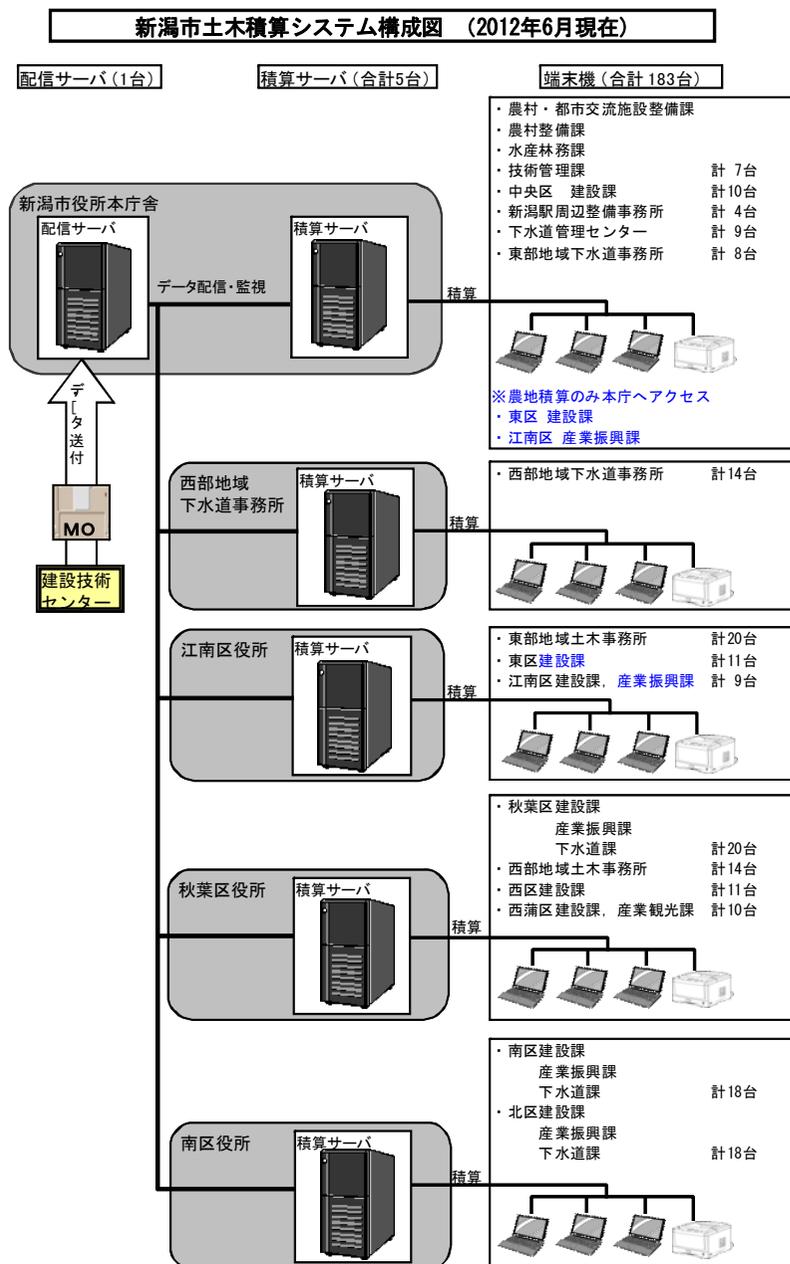
建築工事の設計積算業務では、営繕積算システム等開発利用協議会において開発された「営繕積算システム(通称 RIBC)」を採用しています。

(※1)「新土木工事積算大系」とは、①積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすく②誰が積算しても標準化された同じような積算となるようにするための積算方法です。

2 総合評価方式の試行

「総合評価方式」とは、公共工事等の契約相手先を決定する入札方法の一つで、これまで主に行われてきた「価格競争方式」(標準的な設計・施工方法に基づいて最も安い価格で入札した企業を落札者に決定する方法)とは異なり、価格と企業の技術力とを総合的に評価して落札者を決定する方法です。

今年度(平成24年度)は160件程度の工事について試行を予定しています。



3 CALSの導入

“CALS”とは Continuous Acquisition and Life-cycle Support の略語で、「継続的な調達とライフサイクルの支援」と訳されます。各種情報を電子化し、技術情報などをネットワークを介して交換及び共有することにより、事業期間の短縮、コストの削減、生産性の向上などを図ります。

今年度（平成24年度）は工事及び業務委託合わせて180件程度の案件についてCALCの試行を実施するとともに、電子納品保管管理システムを構築します。

4 技術職員の人材育成

平成21年3月に「技術職員の能力育成に関する基本方針」を策定し、職場研修（OJT）や職場外研修（OFF-JT）、自己研修などによる能力向上を推進してきたところですが、さらに多様化する社会環境における公共工事の実施においては、地域住民に対する説明や関係機関との協議など、職員の技術力やプレゼンテーション能力の向上が求められており、これらに必要な技術力習得を図ります。

5 参考

①総合評価の試行件数

年 度	実施件数
平成23年度	275件
平成22年度	125件
平成21年度	115件
平成20年度	137件
平成19年度	10件
平成18年度	4件

②技術管理課で取りまとめを行った内部研修の参加者延べ人数

年 度	参加者延べ人数
平成23年度	187人
平成22年度	276人
平成21年度	327人
平成20年度	67人
平成19年度	333人

③技術管理課で取りまとめを行った外部研修の参加者延べ人数

年 度	参加者延べ人数
平成23年度	297人
平成22年度	385人
平成21年度	280人
平成20年度	275人
平成19年度	266人

技術管理センター

工事検査課

工事検査課は、新潟市の実施する公共工事及び設計委託業務等の検査・点検を行っています。

1. 工事検査

工事検査課では、当初設計額 500 万円以上の工事について、「しゅん工検査」、「出来形検査」、「部分使用検査」、「中間技術検査」を実施しています。

業務の効率化を図るため、1,000 万円未満の工事の検査業務を「公益財団法人 新潟市開発公社」に委託しています。

また、1,000 万円以上の工事の検査業務については、年度末等の繁忙期を中心に指定検査員（検査を委嘱した工事担当課の係長以上の職員）の協力を得て、業務の円満な遂行に努めています。

2. 工事点検

適正かつ円滑な工事施工を図り、施工品質の確保に資するため、当初設計額 500 万円以上の工事の工事看板、施工体制台帳等の点検を「公益財団法人 新潟市開発公社」に委託し、実施しています。

また、この他に国土交通省が実施している「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」にも参加し、さらなる施工品質の向上に努めています。

3. 職員研修

検査に関する技術力向上と評定が目線合わせのため、監督員、係長、指定検査員等に対する研修を毎年実施しています。

受講者の理解度を高めるため、開催回数を増やし、きめ細やかな研修に努めています。

4. 参考

① 工事検査の件数

検査種別	H19	H20	H21	H22	H23
しゅん工	1,073	1,175	1,166	1,174	1,076
出来形	10	11	4	10	10
部分使用	104	122	137	172	205
中間技術	28	98	103	114	85
合計	1,215	1,406	1,410	1,470	1,376

② 工事点検の件数（全国一斉点検は含まない）

項目	H19	H20	H21	H22	H23
点検件数	502	911	898	1,049	971
点検実施率	47%	78%	77%	89%	90%

（点検実施率＝点検件数／当該年度のしゅん工検査件数）

③ 工事検査課で行った職員研修の参加者延べ人数

項目	H20	H21	H22	H23
研修会回数	7	7	10	10
延べ人数	346	396	426	390

